

令和2年6月17日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
税	務	山	口	徹	也
保	険	広	瀬	義	樹
保	険	寺	山	理	津
商	工	江	島	裕	臣
農	林	下	村	浩	信
都	市	山	浦	康	則
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和

令和2年6月17日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和2年6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	13 福 井 正	<p>1. 鹿島市の今後の経済対策について</p> <p>(1)人口一極集中都市から地方（鹿島市）への移住について</p> <p>①鹿島市への移住計画と施策について</p> <p>②鹿島市の受け入れ態勢について</p> <p>(2)グローバル化のサプライチェーンの鹿島市への誘致について</p> <p>①新工業団地造成について</p> <p>②新工業団地の造成方法について</p> <p>・オーダーメイドかレディメイドか</p> <p>③造成着手時期について</p> <p>(3)鹿島市の働き方について</p> <p>①テレワークの取り組みの考えについて</p> <p>②鹿島市の小中学校でのオンライン授業について</p> <p>(4)鹿島市の人口増の取り組みについて</p> <p>①大都市から鹿島市への移住の考えについて</p> <p>(5)商工業への新規就業・開業支援について</p>
2	14 松 尾 征 子	<p>1. 新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康、暮らしを守るために</p> <p>(1)市内に感染者が出た場合の対応について</p> <p>(2)学校における市としての今後の対応について</p> <p>(3)一次産業の小規模事業者への支援金について</p> <p>(4)新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した市民の市民税、国民健康保険税、介護保険料、水道料などの減免や支払い延期について</p> <p>(5)鹿島市への保健所の設置について</p> <p>(6)消費税を5%に引き下げる要求について</p> <p>2. 教職員の働き方の改善について</p> <p>(1)変形労働時間制について</p>
3	4 杉 原 元 博	<p>1. 合併処理浄化槽の設置推進について</p> <p>(1)鹿島市の現時点での下水道及び浄化槽設置状況について</p> <p>(2)今後の下水道及び合併処理浄化槽の設置予定（計画）について</p> <p>(3)下水道事業の現状と課題について</p> <p>(4)下水道使用料と合併処理浄化槽維持管理費の費用負担について</p> <p>(5)今後の合併処理浄化槽の設置推進について</p> <p>2. 鹿島総合庁舎跡地の有効活用について</p> <p>(1)鹿島総合庁舎跡地の現時点での活用計画について</p> <p>(2)佐賀県の考えと鹿島市からのアプローチについて</p> <p>(3)鹿島市発展の為、跡地の有効活用を</p>

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	5 樋 口 作 二	1. 新型コロナウイルス感染症と市民の暮らしについて (1) 新型コロナウイルス感染防止対策の解除について (2) うつる病気への偏見の克服について  2. 学校教育の状況について (1) 新しい学校生活と課題について (2) 授業時数の確保について (3) 教育課程実施の課題について  3. コロナ禍後の鹿島市の進展について (1) 地方暮らしのメリットのアピール (2) 食料自給率の向上に向けて

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス感染防止対策として議場でのマスク着用をお願いしておりますが、演壇及び質問台に飛沫防止のためのアクリル板を設置いたしましたので、質疑及び答弁の際にはマスクを外すことを認めます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

おはようございます。13番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症によりまして、緊急事態宣言が発令され、現在は収まっておりますけれども、佐賀県でも営業自粛や移動自粛が発令され、鹿島市にも多大な影響が発生いたしました。特に飲食店や接客を伴う店舗などでは営業ができず、収入減や、もうやめてしまわれた店舗等も発生したようでございます。政府の閉店店舗への給付金や減収店への給付金など、これまでなかったほどの支援策が実施されました。また、佐賀県や鹿島市でも様々な支援が行われております。私が記憶しています限りでは、商工業者へのこういう支援というのは初めてではないかなと思っております。本当にありがとうございました。また、定額給付金も1人100千円給付され、本当にありがたいと思っています。

ただ、東京都、北九州市、北海道などではいまだにコロナウイルス感染症が発生いたしております。まだまだ油断できない状況でありますし、これからも2次感染、3次感染が起こる可能性もございます。大都会は利便性もよく所得も高いところでございますけれども、感染症発生等の際の脆弱性というのが今回のコロナによってあらわになったのではないかなと思っております。

このような状況におきまして、鹿島市など地方への移住の可能性が出てきたのではないかなという思いで、今回の質問をいたします。

まず、産業活性化についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症発生で、特に医療用N95マスクや防護服、そしてまた、一般用マスク、消毒用アルコールが不足していることが判明いたしました。その要因として、マスク生産や消毒薬容器の80%以上が中国で生産されております。最初に発生した中国が自国用に確保したということで、医療物資が輸入できなかったことで日本の不足につながったということでございます。

大都会では自粛で移動や娯楽の需要がなくなり、こういう伝染病や大地震などの災害に弱いということが判明いたしました。また、テレワーク勤務等が行われることで新しい働き方の可能性が生まれてきたのではないかなと思っております。

まず、人口集中地域から地方へということで質問いたします。

これらのいわゆるコロナ感染のようなことで、地方に居住をしても仕事ができる状況が生じたと思っております。いわゆるテレワークでございます。鹿島市としても移住にこれまで以上に力を入れるときだと思っておりますが、これに対する考え方と今後の取組について質問いたします。

次に、グローバル社会とサプライチェーンのこれからについて質問いたします。

現在の世界はグローバル化した世界でございます。一国だけで全てを生産できない時代となっております。今回のコロナ禍で分かってきたことは、自国で不足した部品や製品を他国に渡さないということが起きるとのことでございます。マスクも国内企業の生産が始まっておりますし、かなり出回ってまいりましたけれども、まだ不足している状況がございます。また、マスクが50枚で3,500円というマスクもありまして、中国製に比較して割高となっております。それでも非常時に備えて国内でもある程度生産できる体制を保つことが必要だと思われました。

今後、地方には土地もあり、人もいるというところに生産拠点を移す時代が来るのかもしれませんが、鹿島市としてこの状況をどのように捉えておられるか、質問いたします。

次に、働き方の変化への対応について質問いたします。

鹿島市のテレワークへの取組ということで、先ほど述べましたように、今回のコロナ禍でテレワークがかなりの事業所で行われました。また、今後もテレワークに取り組んでいくという事業者が60%程度あるという報道がございます。このことは、地方に居住をしても

仕事ができるということだと思います。インターネットやWi-Fiの環境があれば仕事ができるということです。また、人口が減少している地方にとってチャンスが訪れたのかなとも思います。また、鹿島市のテレワークの取組について、鹿島市の見解をお知らせいただきたいと思います。

次に、小・中学校でのオンライン授業のことについて質問いたします。

今回のコロナ禍で起きたことの一つは、休校になった学校で、一部小・中学校でオンライン授業の取組が行われたということでございます。大学では現在もオンラインによる授業が行われています。このことは人と人とのつながりという面では問題があるのかもしれませんが、オンライン授業ができた学校とできなかった学校の学力に差がつくことがあったのかもしれない。これにつきまして、まず教育長に見解をお尋ねいたします。

次に、新工業団地の取組について質問いたします。

これまでの私の一般質問で、新工業団地造成について質問してまいりました。そのときの答弁は、何か候補地を選定しているという状況という答弁でございましたが、現在がどのような状況であるのか、説明をお願いいたします。

また、造成するに当たって、進出企業が決まってから造成する方式、いわゆるオーダーメイド方式というか、レディーメイド、先に造っておくという、以前質問しましたときはこのことがちょっとはつきりしなかった点がございましたので、こういう状況で、いわゆるコロナの状況で外国から国内に回帰される企業も出てくるんじゃないかなと思います。ある意味緊急を要する状況だと思いますが、早急に候補地を決定して、まず造成だけしておき、後で水道や水路などのインフラ整備を進出決定後に行うやり方もあると思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、鹿島市の人口増対策について質問いたします。

これまで述べてきましたように、大都会から地方へ移住する方が増加する可能性が出てきたと思います。それに対応するには、鹿島市の情報発信や居住状況、利便性、自然などをアピールしていくことだと思いますが、現在の取組と今後の計画について質問いたします。

次に、鹿島市の商工業への新規就業、新規開業への取組ということについて質問いたします。

これも、以前の一般質問で、農漁業にあります新規就業者と、いわゆる継承者に対する支援策について、これは商工業者にも使えるという答弁がございましたが、そのことをまず確認いたしたいと思いますが、これについて質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。これから一問一答で質問いたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

おはようございます。福井議員の人口集中地域から地方へというところでございますが、議員の御質問のキーワードは、1つにはテレワーク、もう一つは地方に移住していても仕事ができる状況が整いつつあると、そういったことを踏まえ、全体的なお話だと思いますけれども、移住に向けての考えと取組等を聞かせていただきたいということでございますので、この2点についてお答えをしたいと思います。

まず、1点目のテレワークという言葉でございますけれども、これは2011年、平成23年の東日本大震災をきっかけに、都内で計画停電が始まりまして、オフィスに出勤しても仕事ができないということから自宅で仕事をする職員が増えたことがスタートと言われております。

今回も同じような状況で、企業や行政機関、こういったところがテレワークをせざるを得ない状況となったことは御承知のとおりでございます。

そこで、私は現実に新型コロナウイルス感染症の影響でテレワーク勤務を行ったところにヒアリングを行いました。複数行ったんですけれども、まとめますと、子育て中であり非常に助かったというのがまず第1点でございます。テレワーク中の自宅から職員が職場のサーバーに一斉に入力するためPCがダウンするというような声も聞かれたところでございます。また3つ目に、日頃は通勤であるけれども、この3密を避けるためにテレワークをせざるを得ない状況になったと。ただ、職場でないと対応できないときもあると、こういったことが聞かれたところでございます。

セキュリティや業務管理面などまだまだ改修すべき課題はあると思いますけれども、このような多様な働き方が定着していくことは大変望ましいことございまして、現実に子育て中であり非常に助かったと、このような声も聞かれていることは、今後、少子化解消には役立っていくんではないかなと考えております。

また、テレワークの必要性、あるいは、このテレワークという言葉自体が国民全体に広がっていったことは大変望ましいのではないかなと思っております。

ただ、現時点ではまだまだ普及やら定着には至っておりませんが、今回のコロナウイルス感染症を教訓、あるいは度重なる地震や台風災害、豪雨災害が毎年発生している現状を考えますと、このような様々なことに対するリスクを回避するためにも、多くの人間が同じ場所に、同じ時間に集まって仕事をするという今の我々の現在の勤務体制、こういったものは将来的には変化していく可能性があると思いますし、むしろ変化させて改善していかないといけないというふうに思います。

2点目に、地方に居住していても仕事ができる状況が整いつつあるんじゃないかということでございますけれども、これにつきましては、私が財務局で勤務していたときに、想像していただければ分かると思いますけれども、長崎に本社があるテレビショッピングを中心とした企業にヒアリングをやっています。その際に、都市部に進出しなくても地方で十分対応可能だと、こういう社長の話も聞いております。現在、ネット通販、Amazonとかでどんどん

ネット通販が主流になってきていますけれども、このような企業とか、あるいはダウンロードをすれば、それがそのまま売上げとか収益に直結すると、こういった業種につきましては、何も都市部に出る必要はなく、地方に移住していても十分対応可能と、このように思います。ただし、やはり今の現在の時点では、このような一部の業種にとどまっているというのが現実ではないかなと思いますが、先ほど申し上げたような今後あらゆるリスクに対処していかないといけないということを考えれば、やはり製造業、あるいは非製造業を問わず、今後普及はしていくものと思っております。

これらを踏まえ、地方への移住促進ということでございますけれども、国が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の移住促進というのは要でございます、鹿島市において、今までも首都圏や福岡に出向いて移住促進フェア、あるいはU・Iターンの説明会、あるいは転職移住説明会、相談会、こういったものにも積極的に取り組んできております。このような取組は今後とも佐賀県、あるいは近隣市町との連携、あるいは九州ブロックでの連携、対応など、むしろ今回を踏まえ、さらに積極的に行っていくということだと思います。

一方、若い世代はこのテレワークができる会社かどうか、こういったところも重視しているという傾向があるとも言われておりますので、今後、テレワークは当然ですが、フレックスタイムによる勤務体制、あるいは時差出勤による勤務体制、このような多様な働き方を考えていく必要があることも新たな、外から鹿島市へ人を呼び込んでいく、あるいは移住の促進につながっていくものと考えております。

いずれにせよ、鹿島市や佐賀県も当然考えていかないとはいけませんけれども、こういった小さい枠ではなくて、現在における日本全体の大きな課題ではないかなと、このように思っております。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

江島商工観光課長。

**○商工観光課長（江島裕臣君）**

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症の発生によりますサプライチェーンの国内回帰に対する市の考え方、さらに、新工業団地候補地の選定状況、また、創業者への支援状況について答弁いたします。

まず、サプライチェーンでございますけれども、国内では主に低コスト化を目的としてサプライチェーンのグローバル化が進み、コロナ感染症の拡大が深刻なエリア、特に東アジア地域に生産や供給拠点が集中しております。現在、コロナショックによります企業活動の制限により、このサプライチェーンが寸断され、生産調整でありますとか、納品の遅延、また、売上げ予測の下方修正等が発生している状況でございます。

近年、企業ではこうしたリスクが顕在化した際の有事対応のためBCP、事業継続計画で



すけれども、これの策定が進められてきましたが、これにおいては、地震や風水害、政情不安等は考慮されていましたが、今回のような感染症パンデミックの影響までは想定されている企業は少なかったようでございます。今回、企業側もこのBCP見直しによりまして、生産拠点や調達先の分散が検討され、日本への生産回帰も一つの手段になってくるものと考えられます。

ただ一方で、多くの企業がサプライチェーン拠点を東アジアに集中させるリスクの大きさ、例えば、過去にありましたSARSでありますとか政情不安、また米中貿易摩擦などに気づいていながらも、既存のサプライチェーンを変更せずこれまでの拠点に依存したままとなった経緯を踏まえますと、今回のコロナショックを受けまして、常に競争環境にある企業がリスク対策のために膨大な手間と多額のコストを費やし、大胆なサプライチェーンの変更に取り組むかどうかというのは不透明な状況でございます。

また、このコロナショックに関しましては現在も進行中でありまして、今後の景気先行きも不安視される中で、新たな設備投資計画が実行される可能性というのは極めて低いものではないかなとも考えられます。

鹿島市といたしましては、生産拠点の国内回帰、地方への分散、再配置は企業誘致を進める上で、鹿島の強みであります低コストですね、例えば、低家賃でありますとか、土地価格の安さ、少ない自然災害、暮らしやすさ等はセールスポイントになると思っております。

ただ、工業団地のストックがない現状におきましては、製造系企業の誘致は困難でありますので、新工業団地造成のための検討、また、コロナ後の企業側の投資余力、その両方を見極めながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、新工業団地の選定状況でございますけれども、現在、先ほど申しましたように、工業用地のストックは市内にございませんので、市としましては、令和元年度より新規工業団地の整備に向けた適地調査を開始したところでございます。

今年度は適地調査により絞り込みました6か所の候補地につきまして、開発規模でありますとか、かかる事業費、法の適用条件、災害関連等々を考慮した上で候補地に優先順位を設定し、事業化に向けた実現の可能性でありますとか、整備スケジュール等について検討する予定でございます。この検討に際しましては、各種法令や本市の都市計画など様々な角度からの検証が必要でございますので、庁内の関係部局、現在、庁内8つの課を予定しておりますけれども、これによります検討部会を近日中に立ち上げ、作業を進めていくことといたしております。

新規工業団地の整備着手に当たりましては、従来から企業の引き合い状況と本市の投資余力のバランスの見極めが重要と考えてまいりましたが、今後は今回のコロナショック後の企業の動向でありますとか、本市の財政状況をさらに深く追求いたしまして、整備方針の検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、新規創業者と後継者への支援でございますけれども、地域経済の持続的発展のためには、事業承継や創業による事業者の新陳代謝を促進することが重要であると考えております。

このようなことから、市では平成27年度にかしまビジネスサポートセンターを開設しまして、事業承継や創業を考えておられる方の支援も行ってまいりました。相談件数も年々増加しておりまして、昨年度は年間750件の相談を受け付けたところでございます。またさらに、創業に向けた機運を高めるため、昨年から商工会議所、市内金融機関と鹿島市が連携しまして、鹿島創業塾を開校いたしました。この受講生の中から2名の方が創業に現在至っております。今年度はこれに加えまして、創業者や事業承継者に対し1人当たり100千円を交付する支援、また、これに加えまして、創業者につきましては創業資金の融資を受けた際の利子補給等につきましても新たに制度化をしたところでございます。

市としましては、このような制度を通じ、またさらには、商工会議所、金融機関など関係機関との連携も通じ、創業前、創業後とそれぞれのステージに応じた支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

**○議長（角田一美君）**

岩下総務課長。

**○総務課長（岩下善孝君）**

総務課のほうからは、先ほど納塚理事のほうから答弁があった鹿島市全体のテレワークの取組のうち、市役所職員における状況のほうをお答えしたいと思います。

まず、冒頭にテレワークの概要を市役所から市民の皆さん向けとして御説明をしたいと思いますが、これは離れたところで働くという働き方改革の一つでありまして、パソコンなどの機械を使つての情報通信技術、いわゆるICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方で、近年民間や行政を問わず認知されて、新型コロナウイルス対策としてテレビのニュースやスポーツ番組などでもそのシーンが頻繁に放映されて、関心が高まりつつあるところでございます。

このテレワークは働く場所によって3つの形に分けられますが、1つ目は、自宅で仕事をする在宅勤務、2つ目は、オフィス以外の外勤先の様々な場所で仕事をするモバイルワーク、3つ目は、通常利用オフィス以外のオフィスや施設で仕事をするサテライトオフィス勤務、以上となります。

御質問の内容に関しましては、現状、全国の県庁や政令指定都市、大企業などの職場では今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る上でテレワークが有効な手段の一つとして取組が増えてきております。

しかしながら、まだほとんどの自治体におきましては、各種課題により導入が進んでおら

ず、鹿島市も同様の課題といたしましては、外部からの基幹システムやデータサーバーにアクセスできるICTの環境が整備できていないために、パソコンなどの貸出用の機器がまだ十分にできていないということ、そして、個人情報を含むデータや情報の持ち出しは厳禁であることなどから、現時点、テレワークについては実施を見送っている状況でございます。

ただし、鹿島市では4月から5月にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大防止で3密を避ける対策として、土曜、日曜の週休日を平日に振り替えて勤務する分散勤務を実施しておりまして、また、市外から勤務する一部職員については、個人情報とならない業務に必要なデータを格納した業務用パソコンを貸し出して試験的にテレワークを実施いたしております。

なお、課題も幾つかございまして、まず、運用面の課題といたしましては、現状はペーパーで起案などの業務を主体とする状況での情報通信機器による意思決定の方法、あるいはテレワーク時の自宅や外の施設で業務を行う場合、周囲に第三者が誰もいない状況での労務管理をどうやっていくかなどが挙げられるところでございます。

あわせて、費用面の課題といたしましては、本格的なテレワークを検討する上で、執務室内と同じ環境を整えるためには、高度なセキュリティーを有する市役所と接続できるICT環境の整備等が必要となり、全国の先例地では、数千万円から億単位の整備費用がかかっている状況でございます。

しかしながら、もしそこまで求めないということであれば、先ほど説明しました外勤先の様々な場所で仕事をするモバイルワーク、これ用の機器を準備することで個人情報を扱わない業務に限ってテレワークは可能ではないかというふうに考えているところでございます。

さらに、ほかの課題といたしまして、市役所は市民課や税務課、福祉課、保険健康課など、日常的に市民の皆さんと直接やり取りをする必要がある、執務室の外では仕事が難しい窓口サービスの業務も多々ございます。

これらのことから、現時点、中小規模の自治体の職員数では、部署によって業務内容のバランス調整が難しい点等もございまして、一気にテレワークの導入には各種課題のクリアが必要となってまいります。

とはいうものの、新型コロナウイルス対策を含めまして、今後、地方自治体にもテレワークの導入はいや応なく進んでくるというふうに想定されるために、全国の動向を注視しながら、鹿島市の各種実情を勘案いたしまして、臨機応変な対応の必要性はあるというふうな判断をいたしているところでございます。

私のほうからは以上であります。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

臨時休業に伴いましたオンライン授業、あるいは学力についての御質問がございましたので、お答えをいたします。

4月、国の緊急事態宣言を受けまして、佐賀県知事の要請により、3月に続いて新年度は4月21日から5月13日まで、授業日としては13日間の臨時休業を行いました。児童・生徒や保護者の皆様、関係の皆様には多大な御負担をおかけいたしました。御協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

オンライン授業につきましては、国が4月16日の時点で全国調査、全国の自治体に公立の小・中・高等学校、特別支援学校のオンライン授業も含めまして、ICT関係、あるいは臨時休業の取組について調査を行っております。4月16日時点の調査ですので、3月分の臨時休業のことも入っているかと思えます。

オンライン授業につきましては、全国で5%の実施ができたという調査報告が上がってきております。県内の状況を見ますと、1人1台のタブレット端末がそろっている県立高校や、あるいは武雄市内の一部の中学校で数時間オンライン授業が行われたところがございます。まだ今後の取組に向けての実験段階であり、教室での授業のようにはいかず、課題も多かったというお話を聞いているところでございます。

本市におきましては、学年に応じて課題を果たしたり、あるいは無料で視聴や閲覧ができる映像コンテンツ、教科書会社等が出しております。その紹介を行ったりしたところでございます。今後、長期的な臨時休業が行われると、学力面への影響も非常に大きいと考えております。

しかしながら、今回の臨時休業だけでいえば、期間も13日間ということで、児童・生徒の学力に大きな差がついたとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

詳しく説明していただきましてありがとうございました。

テレワークが今、新聞報道なんですけど、今までテレワークを経験したところの60%ぐらいがまだテレワークを続けたいという企業がいらっしゃるということなんです。ですから、今後テレワークの環境を整えるということになると思いますけれども、Wi-Fiを使えば、自分でWi-Fiを設定もできるし、インターネットだと回線を引けばいいということなんです。さほど費用はかからなくてできる状況にはなると思うんですね。ただ、東京の方が鹿島に移住して鹿島でテレワークするということはちょっと考えにくいかなという気がするんです。ですから、今、福岡県でも昨日1人感染者が発生したということで、実は福岡はまだ感染がだらだらと続いているという状況なんで、本当は、例えば、福岡県と鹿島と想定したと

きに、福岡県だったら十分に鹿島に来て、何かあったときは福岡のほうで勤務ができるという状況ができるんじゃないかという気がするんですね。

ですから、できたら東京、大阪でもいいんですが、福岡県辺りに行って、ぜひ鹿島への居住、キャンペーンを張るとかいうようなことができないかなと思っているんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

納塚総務部理事。

**○総務部理事（納塚眞琴君）**

お答えいたします。

福岡というターゲットというのは、距離的にちょっとどうかなという気がします。ただ、福岡が云々とかじゃなくて、今後、先ほどの福井議員の質問の2つ目になるかと思うんですけども、やはり移住という大きなテーマがございますので、その増加に向けた鹿島市の情報の発信とか、住居状況とか、自然アピール、こういったものを福岡に限らず全国にどうやって取り組んで、今後計画をしていくかということでお答えをさせていただきたいと思っております。

政府が打ち立てた第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略というのがありますけれども、今はもう、昨年12月に第2期に入っておりますが、その第1期では、人の流れ、人の流れを地方へ向けるために人材も資金も投入したんですけども、都市部から地方への流れ、移住は、自治体からの回答によりますと、思うように進まなかったということでございます。これは政府のほうも理解はしております。要因としましては、交流人口、こういう交流人口を入口とした移住への促進はちょっとハードルが高かったと、無理があったんじゃないかということでございます。

このような反省に立ちまして、昨年12月に設定しました第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、関係人口という言葉が出てきまして、これの創出拡大は設けています。交流人口はちょっと無理だったと、移住は進まなかったと、その反省に立って関係人口と、定住人口はそのままでございます。

鹿島市に例えますと、交流人口はどういう意味かといいますと、ほとんど関わりのない方が鹿島のほうにお見えになって、旅行などをきっかけに、そういったことをイメージしていただんですけども、この関係人口というのは、今から申し上げる3つのことをイメージしております。1つは、鹿島市に何らかの事情で行き来する人でございます。2つ目が、鹿島市にルーツがある、こういった方々、これは近い人もいれば遠い人もいるかと思っております。3つ目に、何らかの関わりがある者、これは過去の勤務や居住、滞在、こういった方々ですね、私のような存在の人間でございます。

とにかく都市部から地方にたくさん人を呼び込もうとした交流人口の促進、来ていただく

ことでよしとしてきたことが交流人口でございますけれども、そこからさらに一步踏み込んで、この交流人口を生かしつつ、今申し上げた3つの視点に立って、分析して、ターゲットを絞っていくということです。

鹿島市に訪れている多くの方々がいらっしゃいますけれども、こういった方々と今申し上げた3つのような関係性ですね、こういったものを構築した先に移住というものが増加していくんじゃないか、その体制を整える方向へと転換したのが、国が定めた第2期の総合戦略の大きな柱ということでございます。

鹿島の実態は、多くの地域資源を活用して、イベントもたくさんありますし、人が集まるですね。よその市町は人が集まる下地がないんですけれども、鹿島は十分下地、箱はできているわけですよ。

情報発信やアピールもやっております。ふるさと納税、これも関係人口でございます、ふるさと納税をイメージしていただければ分かると思うんですけれども、市名とか所在地とか、連絡先もはっきり把握しています。

今後、今来ていただいているような酒ツアーとかガタリンピックの参加者、応援者、あるいは各種鹿島のイベント、あるいは祐徳稲荷神社に300万人も来ていただいている。そういった形をどのようにして、ふるさと納税同様、相手を、ターゲットを絞ってサービスをしていくか、案内していくか、こういったところに今後は移っていくということでございます。

じゃ、どういうやり方があるかといいますと、そこには事業者と契約していくしかないと思うんですけれども、例えば、お酒のラベルにQRコードを貼って、そこに観光、来ていただく人が入って行って、鹿島のイベントやお酒などいろんな情報を入手できるやり方とか、そうすることで鹿島市も相手方が特定できますし、そういう特定の相手方を鹿島で行うイベントに招待するとか、サービスを提供していくとか、そういった連携を密にしていくということです。

あるいは、佐賀県が関東や関西で実施している佐賀さいこうがありますけれども、こういったところと連携して、佐賀ファンイコール関係人口、そういったところを構築していくという形です。

いずれにせよ、AIとか、IoTとか、ビッグデータとか、こういったものを活用して、そういう分析をして、来ていただくだけじゃなくて、面的な面で鹿島市と相對した、そういった関係を構築していくというのが第2段階、その先にいわゆる移住というのがようやく見えてくると、それぐらいハードルが高かったというのが大きなことでございます。

昨年、1回目で説明しましたが、各種相談会、そういったことをまた引き続きやっていきますけれども、今申し上げたようなことを今後やって行って、その先にいろんなアピール、今以上に鹿島市のことをどんどんアピールしていく、まずはその関係性の構築というのを今後第2段階でやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

様々なアイデアを出していただいてありがとうございました。

ただ、今回のコロナということは、かなり情勢が変わったといいますか、とにかく移動を自粛しなければいけないという状況が生まれた結果で、例えば、観光客がゼロになったという状況がありますよね。だから、今回まだ1次の感染なんだけれども、だらだらと感染がずっと続いていくという状況になったとき、また、秋、冬になったら第2波が発生するんじゃないかなということ言われています。だから、そうなったときに、また移動の制限とか自粛というのが起きてきて、隣の県にも行けないという状況が生まれてきたときに、じゃ、観光という面で考えても、観光自体が成り立っていないという時代もひょっとしたら来るかも分からないということだと思うんですね。

先ほど納塚理事がおっしゃったように、様々な事情が発生して、関係がある方たちに情報を伝えていく、これは物すごく大事なことだと思います。それでかなり有効だと思うんですけども、それに加えて、やっぱりこういう移動が制限されている状況の中で、じゃ、どういふふうに対処をしていくのかなと、これは情報発信しかないわけですけども、そういう形で鹿島の情報を常に発信していくという努力をしていかれるということが一番じゃないかなと。

じゃ、今の状況って、私はまだ生まれていなかったんですけど、太平洋戦争の頃、都会から田舎のほうへ疎開をされるという状況が生まれましたですね。私の家庭も都会から鹿島に引き揚げてきたんですよ、もともと鹿島の人間じゃありませんでしたから。そういう状況が実は、緊急な事態、非常に危険な事態であるときは田舎のほうに移ってこられるという、やっぱり人間の心理としてそうなるんじゃないかなと思いますけれども、そういう状況にあるんじゃないかなと思って、実はコロナに対しても言えるということで今回質問したということなんです。

じゃ、その方たちに何をアピールしていくのかといたら、まず、鹿島は感染がゼロでしたというのが一つアピールになりますよね、今後は分かりませんが。

佐賀県全体でも47ぐらいしか発生していないという、まずコロナという面に関しては非常に安全なところ、佐賀県というのが。それから、自然もあるし、土地もあるし、企業が来るんだったら、工業団地も今から検討されるということなので、そういうところもありますよという条件を、どれくらい条件を発信していけるかというところにかかっているんじゃないかと思います。

今すぐ移住につながるということは思いませんが、今後考えたときに、やはり鹿島

のどういう情報を出していくのか、来たくなるような情報を出していくのかということが私は重要だと思うんですけども、納塚理事がおっしゃったのと同じようなことを言っているんですが、そこら辺についてどういうふうな考えをお持ちなのか、聞かせていただけますか。

○議長（角田一美君）

納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

お答えします。

今回のコロナというのが確かに、動くな、動いちゃいけない、どこにも行っちゃいけない、家にいなさいという体制でございましたので、これがずっと続いた上で、こういうことを踏まえて、じゃ、今後どうすべきかということを考えて際に、今回のことを中心に物事を考えていくのはちょっと無理があるかなというふうに思うんですよ。いつかは改善されていく。また、そうじゃないと経済も国のほうも借金に借金を重ねて全国にお金も今回配っているわけなので、こういうことがいつまでも続いていくとは。だから、今回のことを中心にというよりは、大きくは、やはり元に戻った、戻ると思いますし、麻生大臣が言っていたと思うんですけども、今回も都市部、東京、大阪、名古屋、あの辺りでは物すごく増えてきたんですけども、民度が違うよということですよ。だから、佐賀県でも、どこでもそうですけど、日本人の右へ向けと言うたら右向いて、2週間ぐらいですばっととまったわけですよ。それがずっと今継続しているわけですね。

そういうことを考えれば、やはり都市、なかなか都会、東京、大阪、名古屋、あの辺りから本当にすつとこちら、地方に今回を踏まえて来るかといったら、日本の国民性からしたら、2週間ぐらいでこういう状態になるもんですから、世界とはちょっと違うなと思うんですね。だから、足元に、地に足をつけてゆっくり、東京一極集中というのは絶対改善しないと物すごくリスク、地震とか関東大震災みたいなのが来たら大変でございますので、やはりそういったことを踏まえれば絶対一極集中は改善していかないとはいけませんので、そこに向けて、今回あったからということじゃなくて、鹿島のよさを本当に酒ツーとか、ガタリンピックとか、神社とかありますので、そういったところをみんなでアピールしていくことに尽きるんじゃないかなというふうに私自身は思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこは分かりました。

じゃ、次の質問に行きます。日本はサプライチェーンが中国に一番進出していたわけですけども、今はベトナム、東南アジア、インドネシア辺りが少しあるみたいですよ。そういう



ふうに、いわゆる人件費が安いところに今新しい工場を造るという形ができていますけれども、まだ中国が一番多いんですね。じゃ、中国がサプライチェーンの中で、マスクにしても防護服にしても自分のところに必要なものだったら一切よそに出さないという状況があって、地元も収まったら一斉に出すとかいうふうなことがあるということは、やはりサプライチェーンのリスクがあるということだと思えます。サプライチェーンのリスクがあるということは、日本が余りにもそこら辺の防備といいますか、備えが少なかった、薄かったんだということにつながっていますから、やはり鹿島で製造拠点をつくりたいというか、それとも東南アジアまで行くのか、どちらかの選択に今からなってくる時代が来るんだと思います。

だから、工業団地を今から造っていくにしても、どういう業種が日本に例えば帰ってきたいという人がいるのかとか、それから、工業団地が要るのか、それとも建物だけでいいのかだとか、様々な需要があると思えます。

実はあるときテレビを見ていましたら、「ポツンと一軒家」という番組がありますけれども、そこで四国の山脈の一番奥のところにぽつんと一軒家がありまして、そこはある会社の本社なんです。1軒しかない。全部テレワークでつながっているんですよ。テレワークでつながっていて、都会に会社はあるんだけど、社員は全部そっちにいます。社長だけがそこにいて、年に1回ぐらいそこに社員が集まるという、それでも十分に営業が成り立っているという状況があるんですね。だから、工業団地を造ることだけが企業誘致じゃないということになるということなんだけれども、やはり工業団地を造って、そこで製造の現場が欲しいなという気がするんです。

これも今朝のニュース、昨日だったかな、NHKでやっていたとき、これは製造現場のテレワークなんです。製造現場ではテレワークは非常に困難だと言われています。もちろん物づくりのところはテレワークはできませんけれども、監視業務というのは、テレビカメラを機械のところに全部据えて、それを1人で全部監視をする。ということは、今まで何人かで監視していたのが1人でよくなって、そして、全てのところがテレビの映像で見れるという、そういうテレワークもあるというのがテレビのニュースで流れていました。

だから、今後、工業団地をどういうふうに造っていくかということ、例えば、大規模な工場が来る可能性があるのかなと、どういう企業が来たいと思っているのかなとこのことの調査が今から必要だと思うんですけれども、鹿島としてその調査に取り組む考えがありますか。

**○議長（角田一美君）**

江島商工観光課長。

**○商工観光課長（江島裕臣君）**

お答えいたします。

議員御指摘のように、そのような調査も必要であろうかというふうに思っております。なかなか市単独では難しゅうございますので、県の企業立地課のほうと連携をいたしながら、

どういうニーズがあるのか、そういうところは調査をしていきたいと考えております。

県の方針といたしましては、大規模な工業団地、10ヘクタール以上のような、これに関しては県が県営で整備します。それ以下の規模に関しては各市町でというような方針を持たれておりますので、その辺も踏まえながら、連携して調査をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、商工業の新規就業、新規開業について。先ほど答弁していただきましたけれども、以前の市長の答弁では、これはいわゆる農業、漁業に関する後継者育成と、新規就農とかの制度は使えるという、これに使えることはないんだよという答弁だったんですけれども、使えないことはない、使えるということであれば、実はこのことをお知らせしとかんといかんじゃないかと思うんですよ、使えますよということ。いわゆる農業予算でついているのに商工業者がなかなか手を出しにくいということもあると思うんですね。ですから、もしこれが使えるということであれば、やはりそこら辺もいろいろと今から公募をかけていく必要があるんじゃないかなと思いますが、そこら辺についてどう考えますか。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃっているのは、農林漁業者応援プロジェクトのことだと思います。これが商工業者にも使える、使えないというのは、考え方として、商工業者の支援にする際にもそういう考え方もあるということでありまして、この農林漁業応援プロジェクトを商工業者の方が使えるかという、使えないです。あくまでも考え方としては似たような考え方もあるというようなことをございまして、先ほども説明いたしましたけれども、商工業者に関しましては、今年度から創業支援等事業交付金という制度を新設いたしまして、そちらの制度のほうでこれを活用して支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

先ほどちょっと制度の名前、後でまたもう一回言ってくださいね。そういう制度があるということは私も分かっていますけれども、だけど、支援の額といいますかね、金額が違いま

すよね。1人100千円程度、あとは融資の利子補給等ということなんですけれども、今の人たちって意外と融資に手を出さないといいますか、いわゆる新規開業の場合というのは、設備投資になるんですけども、できるだけ設備投資に金をかけないで開業したいという人って結構いるんですよね。だから、居抜きの物件を買って、そこをちょっと改装してというやり方が一番今多い状況があります。そうなったときに、いわゆる運転資金という面でいきますと、いわゆる若い人たちが出店する、ある程度運転資金は持っているんでしょうけれども、基本的にも運転資金が非常に乏しいと。例えば、新規に出店したり開業したりしたときの人たちというのは、結局、最終的には、お客さんがどっと来ればいいんですけれども、来ない状況になったとき、運転資金不足で廃業せざるを得ないという形になる方が多いんですよね。ですから、そうならないために実は、いわゆる農漁業で使える支援制度、これも商工業でも使えるようになりませんかという意味での質問だったんです。だったら、商工業用にも、理論的には使えるという意味になるんですけども、理論的に使えるんだったら使えるように、例えば、予算化するとかいうような形に考えていかんといけんのじゃないかなという意味で質問しているんですよ。

実際、自営業を起業するということがかなり勇気も要りますし、まして、鹿島以外からこちらに移住して開業するとなったら、非常に状況も分からない。どういうところかも、ある程度リサーチしてくるんでしょうけど、非常に厳しい状況から始めないといけないという状況になります。

ですから、いわゆる商工業者の方たちも、そう長くなくていいんです、商工の場合は。例えば、1年なら1年間だけはちゃんと支援をしていきますよと、農漁業のためにしていきますよということがあれば、さらに鹿島でも開業しやすい状況になると思います。

鹿島で最近何件か出店をされていまして、今のところ順調に行っているようなんですけども、今のところまだ空き店舗がございます。そういう空いているところにまた入っていただくことも必要ですし、今、実は自営業の方たちというのは50%以上後継者がいない状況です。こういう状況の中で廃業していく、その後どうなるか。子供さんのところに行くとか、店を閉めたら、あとは何もしないという状況の店が今からどんどん増えてくる可能性があります。特に今回のコロナで非常に被害を被っている方たちというのは、廃業される可能性が非常に高くなってきます。じゃ、そうなったら、例えば、後継される方とか、そこを引き継ぐ方に対する支援というのは本当に必要な時代になってきていると思うんです。

それは、今営業している方たちの支援というのは今回いただきました。大変助かっているんですけど、今後、じゃ、自分で新規にされる方たちの支援というのが今から必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、今初めて聞いたでしょうから、なかなか答えにくいと思いますけど、今聞いてどう感じたか、教えてください。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、私たちも思いは一緒でございまして、たくさんの創業が市内でなされるというのが市内の経済の活性化には一番いいことだろうというふうに考えております。

開業のやり方は様々でありまして、先ほどおっしゃったように、居抜き物件等を活用してという方もいらっしゃるかと思います。このような方には、市のほうとしても、空き店舗改修の補助制度なんかも用意しておりますので、そういったものも活用していただきたいというふうに考えております。

一番大事なのが、開業したはいいけれども、結果、うまくいかず廃業、これだけは一番避けるべき事態だというふうに思っております。

今、私たちの考えといたしましては、この商工業というのは一次産業と比較しますと、業態だとか業種、また経営規模も様々な形態がありますので、必要とされる支援、サポートというのも多種多様になってこようかと思っております。

まず、創業前の支援ですね、昨年からやっております鹿島創業塾の取組、これは創業前の支援、その後、創業後、開業後にうまくいくように販路開拓でありますとか運転資金の調達等々、こういった支援もビジネスサポートセンター等を通じて行っていきたいというふうに思っております。

創業前、創業後、それぞれのステージに応じて創業者の方と伴走しながら支援を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

かしまビジネスサポートセンターは本当によくやっているとだと思います。具体的に言えば、最近ビジネスサポートセンターと話していないから、よう分かりませんが、そこでやっぱり新規に開業したいという方たちもかなり見えているようなんですよね。ですから、そういう方たちが、じゃ、どのような結果につながっているかということも私も情報を全然持っていないものですから、今情報があつたら教えてもらっていいですか。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

ビジネスサポートセンターでの商業に関する相談ですけれども、これ一昨年ですね、平成30年度というのが年間で30件でございました。これが昨年度はその3倍、90件の相談を受け付けているというところで、創業機運の高まりというのはあつたのかなと思っております。

ただ、今年に入りまして、コロナの影響で、現在寄せられている相談というのはコロナ関連といたしますか、持続化給付金はどうするのか、そういったのに集中しておりますので、この創業機運を取り戻すには若干の時間が必要かなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

あと15分ございますけれども、今日は早めに終わりたいと思います、コロナの状況ですから。

教育長に先ほど答弁していただきました。実際ネット上で授業する、オンラインで授業をするというのは非常に困難なことだと思うんです。この辺については、あと同僚の議員が、あとお二人、詳しいことを質問されるというので、私も中の細かいところまでお聞きしませんが、ただ1つだけお聞きしたいのが、オンラインの授業をするということは、実は設備投資が要るということになりますよね。そうなったときに、じゃ、今の鹿島の教育予算の中でそれが本当にできるのかなということを心配しているから質問をしました。

だけど、ある意味でいったら、オンラインで授業をしたところとしていないところとの学力差というのが出てくる可能性が非常に高いですよ。そうなったときに、やはりオンライン授業というのはしっかり取り組んでおかないと学力の差が出てきてしまって、次の、例えば高校受験、大学受験、また就職等にも影響してくる可能性があると思うので、できたら取り組んでいただきたいと思うけれども、しょっちゅうオンライン授業をするわけじゃないですよ。だから、私もどこまで言っているのか分からないまま質問しているんですけど、ただ1つだけ、不登校の子供さんたちがいらっしゃいます。不登校の子供さんたちというのは様々な理由、原因があって不登校になっておられるわけなんですけれども、そういう方たちにもオンライン授業ができないのかなという気がしているんですが、不登校の人たちに対するオンライン授業ということについての考え方がありましたら教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

今後さらに情報通信技術、先ほどから出てきておりますICTですね、この急速な進歩が見られる中で、国はこれからの時代を生きる子供たちにとって、パソコン端末というのはノートや鉛筆と同じような道具であると。そして、先ほどから出ていますように、これからの学校教育においては、児童・生徒の多様な学びを保障する、先ほど出てきました不登校もこの一つだと思います。保障する上で、1人1台のパソコン端末と、高速大容量の通信です

ね、そういう環境を早急に整備されることが求められています。本市におきましても、今、中学校で試みているんですけれども、自分の学年の授業を他の教室で見ることができるような、これは校内の中でのオンライン授業、こういうのを取り組んでおります。

先ほどおっしゃいましたように、不登校の子供さんにとっても、今後いろんな通信環境を整えて、学びを保障するような施策を取っていかなくてはならないと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今から世の中は、テレワークであったり、オンラインであったりという、そういう時代になっていきますよね。変わっていくことに私たちがついていかなければいけないという時代になってきましたから、今からの予算の振り分けというのが、実はそういうところに振り分けていく時代が今から来るのかなという気がしています。そういう時代になったときに、我々が本当に対応できるかといったら非常に疑問もあるんですけれども、だけど、今からの時代というのは、本当に時代が変わってくると、今までのような交通インフラにしてもなんにしても、今までそれを重点的に整備していた時代から、いわゆる今から通信インフラの時代になってくるんじゃないかなと私自身は思っています。

そういう時代になったときに鹿島市がどういうふうに対応していくのか、それによって鹿島市の次の未来の姿が見えてくるんじゃないかなという気がいたします。そういう思いで今日の一般質問をいたしました。どうもありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告いたしました件について質問をしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の発生がテレビで報道されたときは、遠くでの出来事と、まさかここまで大変な事態になるなど想像もしなかったことです。ところが、感染の広がりは一瞬の間に全国というより全世界に広がりました。この間、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、闘病中の方々にお

見舞いを申し上げます。

さて、感染拡大の原因の一つが大型クルーズ船での集団感染とされています。横浜に到着したクルーズ船で複数の感染者が確認され、政府は乗客を2週間船内に隔離することを決めました。水際での感染防止をして、感染者は1週間ほどで一気に218人に増えたと言われています。この政府の対応にアメリカのニューヨークタイムズは、公衆衛生の危機対応でこうすべきでないと言っています。さらに、国内外からもこの件に関する批判が噴出しているようです。

政府は、国内の感染検査は武漢市などの入国者と接触者があった人に限定していましたが、東京、和歌山、千葉の各都県で、中国への渡航歴はなく、経路が不明な感染者が次々に確認をされ、死者まで出るなどの感染の広がりが表面化して、専門家会議を開き、ようやく国内感染への対応に乗り出しました。

その後、政府はこれまでも拡大を食い止めることを重視して、イベントの自粛、全国の小・中・高と特別支援学校などを臨時休校するなどの要請をしました。特に全国の学校の休校については、その前には文部科学省は、それぞれの自治体の教育委員会に任せると言われたようですが、突然、全国に休校の要請がされ、これは専門家委員会の決定ではなく、総理の独断であったことが明らかになりました。さらには、働く人をはじめ、商店など全てに感染予防のため自粛するようと言われました。自粛することで仕事ができなくなることで経済保障という要求も続いています。政府もこれまで国民の声に押されて、国民1人当たり100千円の特別給付金の支給をはじめ、1次、2次補正予算で取組はやっていますが、国民がまだ本当に安心できるものではないと思います。政府の取組は不十分なため、それぞれの自治体が独自に地域住民の暮らしを守るために取り組んでいるのが今日の状態だと思います。

さて、このような情勢の下で、鹿島市においては、幸い感染者は今のところありませんが、市民の暮らしは大変な事態が続く、ますます落ち込んでいく状況です。

ここで、通告しております件について質問します。

日本においては1月16日、新型コロナウイルス患者が初めて報告されてから5か月になりますが、これまで岩手県を除いて全国で患者が発生し続けています。佐賀県においても45人が感染されました。全く正体の知れないコロナウイルスに誰もが不安な中でこの5か月生活を続けているわけです。不安というだけならまだしも何とかなるでしょうが、感染を予防するために、人との接触を避けるため、国は自粛の要請をしています。誰もがまさか私はと思っていると思いますが、えたいの知れないウイルスにいつ会うか分からないという心配は誰にもあります。もし感染者が鹿島市に出た場合、例えばを申しますと、私自身がそういう症状が出たとしたときの対応はどのようにしたらいいのか、初期の対応について、まず第1回目にお答えをいただきたいと思います。

以上で第1回目を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、市民に感染者が出た場合の対応についてということでお答えいたします。

まず、御自分や御家族にコロナ感染の症状が疑われる場合ですが、まず、感染の所管となります帰国者・接触者相談センターへの御連絡をお願いしたいと思います。市内病院においてもコロナ感染症対策を講じておられますが、受診の際は、感染予防の観点から病院に連絡、相談されるようお願いいたします。また、市の保健センターにも相談窓口を開設しておりますので、御相談いただきますようお願いいたします。

なお、帰国者・接触者相談センター等の連絡先については、市報や市のホームページ、新聞等にも掲載がございますので、御確認をお願いいたします。

コロナ感染症以外での医療機関受診でございますが、医療機関は感染症対策、検温、消毒、車内待機、チェックシートなどを講じておられますので、安心して受診いただけてと考えております。また、こういった時期でございますので、御心配であられる方はかかりつけ医療機関等へ連絡を取っていただき、安心して受診されることが望ましいと考えております。また、感染予防の観点から、受診の際には必ずマスクを着用し、感染予防対策を講じていただくようお願いいたします。

次に、帰国者・接触者相談センター等への相談の目安でございますが、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、重症しやすい高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している方、発熱やせきなどの比較的軽い症状が続く場合、これまで説明した以外に発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合のいずれかに該当する場合は相談の目安となっております。

市内で感染者が発生した場合でございますが、まず、杵藤保健福祉事務所による感染者対応が始まります。県からは市に対して感染者についての情報が入りますので、これを受けて市は本部会議を招集し、今後の対応方針を検討し、市における感染予防対策を行うこととなります。

感染の症状によって予防対策の内容は異なると思いますが、感染等に関する注意喚起の広報、市が管理する施設の使用制限、各種イベントや会議等の中止の判断、小・中学校休校の判断や放課後児童クラブの開設、県から要請の有無や対応等について判断、検討し、感染予防対策を実施することになります。

感染者対策については、感染症法に基づき保健福祉事務所が行いますが、県からの要請があった場合には市町も協力することになります。想定される内容としては、感染者家族の健康観察、住居の消毒、買物、メンタルケアなどでございます。



隣接市町では感染者が出ておりますが、県からの支援要請は現在あっていない模様です。

4月に開催された杵藤管内の医師会、市町消防で構成する協議会の折に杵藤保健福祉事務所のほうから、感染者や濃厚接触者へのメンタルケアが大変重要であることがお話しされております。市内においても誹謗中傷による被害が発生しております。市民の皆様方には人権に配慮した適切な行動をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいまいろいろと御説明をいただきましたが、例えば、一人暮らしだとか高齢者だとか、いろんな方がいらっしゃるわけですが、どこどこに相談を、どこどこに云々をというようなことが順序立てて大事だとは思いますが、もっと簡単にと言うたらおかしいですが、そういうときには病院に行くとか、当初の行動としてそういう形の指導というのはできないんですかね。そうしないと、いろいろどうしていいか分からないといううちにだんだん、これは分かりませんが、今度の場合を見てみますと、ちょっとしたことで感染というようなことも起きておりますから、周囲の人が本当に分かりやすいような、最初こういう状況があったときはということで、どう対応したらいいかというのを市民の人に徹底していく、一番手っ取り早い方法でやっていく方法なんていうのはできないわけですか。今おっしゃったような形を守っていくしかないんですかね。

**○議長（角田一美君）**

広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

このコロナ感染症につきましては、やはり感染のリスクがございますので、そういう具合が悪いとかいうふうな症状が出てきた場合は、やはりなるべく外を出歩かないような対応をするのがまず最重要なことではないかなと思っております。

それと、感染予防対策、マスクの着用、3密を避けることをやはり徹底していただきたいと思っておりますし、通常の病気ではありませんので、苦しいとか、そういうふうな症状があった場合は、病院に直接行くということではなくて、まず連絡をしてから対応していただきたいと思っておりますし、一番身近なところでは保健センターのほうでもそういうお話を聞くような体制は取っておりますので、相談できるような人がいないというようなときには、保健センターで結構ですので、まず連絡をしていただいて、その後、どういう対応をしていいか分からんというふうなときには、そのことについて説明して対応していただきたいと思っております。

それと、介護の電話のほうですね、お一人住まいとかいうところには緊急の電話をつけた

りしておりますので、そういうふうなことで急に具合が悪くなって動けなくなったというときには、電話していただいて、それに対応するというふうなことも考えていきたいとは思っております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

何かもどかしいんですが、それじゃ、お願いしたいと思いますが、そういうのが分かるような、市民に知らせる、先ほどいろんなのを見たら分かるとおっしゃいますが、なかなか分かりませんからね。例えば、7月の市報は印刷に入っていますかね。市報なんかには、こういう症状のとき、こうこうと分かりやすく書いたものを載せるとか、わざわざ配ってもいいと思いますが、そういうのを貼っってもらうとか、そういう対応を私は早急にできるようにしたらどうかと思いますが、できますか。簡単にお答えください。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

市といたしましては、市報とかホームページですね、そういうふうなもので、帰国者・接触者相談センターの連絡先とか、市の保健センターの相談窓口とか、そういうふうな連絡先の御案内をいたしております。

それと、受診に当たっての基準ですね、どういうふうな状態になったときには御連絡をしてください、相談をしてくださいというふうなことは、市報、また市のホームページのほうに掲載はいたしております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

どうもすっきりしませんが、その辺分かりやすいように、市民が対応できるようなことをお願いしたいと思います。

じゃ、次に移ります。

学校の関係です。突然全ての学校が休校になりましたね。このような方針が出されたとき、鹿島市の教育委員会としてはこのことをどのようにまずお受け止めになりましたか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

まず、3月の臨時休業につきましては、首相から全国一斉の臨時休業ということが突然発

せられました。それを受けまして、私たち20市町教育長おりますけれども、話し合いを持ちまして、少し準備の期間が欲しいというようなことを県にお願いいたしまして、全国よりも1日余裕を持って臨時休業に入らせていただいたところです。とにかく準備ができていないと。子供たち、あるいは学校のことを考えた対応をしてきたところでございます。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

安倍総理によると、全国一斉の休校要請は、専門家の意見を聞かない政治判断であり、科学的根拠のないものと言われておりますが、ある大学の医師が、コロナウイルスの感染は地域差が大きく、全国一律の休校が効果的とする科学的根拠に乏しい。感染症が出たときに広がりを抑えるというメリットはあるが、現時点で一律休校という大きな負担を強いる対策を取るべきでないと言われております。

休校になった直後、私は市内の状況を見て回りました。孫と遊んでいる一人の女性に会い、お話をしました。その方は私を見るなりいきなり、なぜこんなことになったんですか、鹿島は何にもあっていないのに、うちのようにばあちゃんのおるところはまだよかですよ、家族みんな働きに出かけよるところは皆さん大変だと言われてますよ、特に昼食のこともあるからおっしゃました。さらに付け加えて、それよりかわいそうなのはうちの孫など、なし学校に行かれんとねと泣きよったですよおっしゃいました。子供の休みもですが、母子家庭など働いている母親の中には非正規で働いている人が多く、母親も仕事がなくなり、収入もなく、子供の昼食など金がかかり、どうしていいかわからないという方もいらっしゃいました。突然のことで、子供や家族はどうなるかという動揺が大きかったと思います。もちろん、先生たちはさらなる不安や戸惑いがあったのではないのでしょうか。

ここでお尋ねしますが、休校になってからの学校の体制はどのように取られましたか。

**○議長（角田一美君）**

中村教育長。

**○教育長（中村和彦君）**

臨時休業になりましたけれども、各学校では課題を準備して児童・生徒が日々学習に取り組めるようにして、学習習慣の継続と規則正しい生活ができるように指導してきたところでございます。

市の教育委員会といたしましても、自宅のパソコンやスマートフォンで視聴できる、無料で活用できる学習コンテンツの紹介、NHKのEテレの番組紹介などをして、自主的な学習の支援になるようお知らせをいたしました。

また、各学校では児童・生徒の心身の状況確認や学習状況の把握をしておく必要がございますので、学級担任を中心に、特に3月は玄関先までの家庭訪問、その後は電話連絡やメー

ルで児童・生徒や保護者と連絡を密に取るよう続けてもらいました。

2回の臨時休業の期間ですけれども、保護者や家族の方、また、放課後児童クラブでの対応など、多くの方の御理解と御協力をいただいて、大きな事件や事故もなく過ごすことができました。

私も3月の第1日目と4月21日、この休業日の初日に全ての放課後児童クラブを回りました。市内16クラブありますけれども、その中で子供たちの様子とか支援員さんの様子、あるいは学校職員の協力等と呼びかけてきたところがございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

学校としても先生方も大変御苦労なさいと思います。突然のことで準備もないし、特に学年末、新学期ということであったと思います。御苦労でございました。

家庭では子供だけという状況の中で、留守のときの安全や子供の精神状況など、親も不安な生活だったと思いますが、このような休暇のときの学校の対応、先生たちの対応ですね、そういう学習面だけでなく、生活面なんかの指導というのものなかなか大変だったと思いますが、先ほど話の中でもそういうのもあったと思いますが、具体的にその辺についてもどういうふうに進めてこられたのか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

中村教育長。

**○教育長（中村和彦君）**

先ほどお答えしましたように、各学校では担任を中心に各児童・生徒の御家庭に連絡を取ってきたところがございます。その中で、特に心配されるようなことがありましたら、学校で共通理解を図りまして、スクールカウンセラーの活用等、あるいはそのようなことで対応してきているところがございます。

また、不登校児童・生徒もおりますので、適応指導教室につきましては、学べる子供たちは来てもらうような対応を取っております。

そして、その後、学校再開後、いかにつなげていくかと、そのような子供たちの心理状況を心配しまして、学校再開後に向けていろんな職員、共通理解を図ったところがございます。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ありがとうございます。本当に大変なことだったと思います。

そういうふうで努力していただいたというとは分かりますが、さらに、休暇が終わってか

ら子供たちが学校に出てきたわけですけど、精神的、健康的な状況の変化というのが何かあったのか、その辺また御指導はどのようになさってきたのか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

今回は5月14日から学校再開ということになりました。しかし、鹿島市ではこの14日に突然学校再開をしても非常に厳しいだろうということで、11日の月曜日に全小・中学校を登校日といたしました。その中で、まず学校をお願いしたのは、この新型コロナウイルスについて児童・生徒に正しい理解をしてもらおうと。新型コロナウイルスとはこういうもんだよと、あるいは予防の仕方についてまず時間を取って指導してもらいました。それと、小学校は特に不安を抱えているだろうということもございましたので、12日、13日、火曜日、水曜日も2時間程度登校日を設けたところでした。各校長に聞きましたけれども、特に小学校は3日間準備のための期間があって、14日から非常に順調にスタートができたということを知りました。特にまた学校再開になってからは、不安を抱えている子供もおりますので、アンケート調査とか、あるいは面談等を各学校で行っております。

再開当初、5月は、やはり予防のために自粛をする児童・生徒が数名おりましたけれども、6月になってはその自粛の方がなくなりまして、自粛による欠席はあっておりません。

以上のような状況です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御報告のように、本当に皆様方の努力の中で、特別の問題もなく鹿島の場合はやってきたようですが、やっぱり学習も大事ですけど、精神的な面、健康的な面で、子供たちの発育に大事な面を学校としての指導もあると思いますので、そういう面についても十分配慮してこれまでもこられたと思いますが、さらにお願いをしていきたいと思います。

本当に大変だったと思いますが、まだこれで終わったわけじゃないし、今後どういう形になっていくのか、全く先の見えない状況ですね。だから、この辺についてもその都度適切な対応をしながら、子供たちの教育のために尽くしていただきたいと思います。新学期で新しい1年生も入りましたから、特に大変だったんじゃないかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に入りたいと思いますが、ちょっと順番を替えて発言します。

特に私は今度のコロナ問題では保健所の問題が非常に重要な問題だと受け止めておりますので、まず先に保健所の問題を質問させていただきたいと思います。

私は4月17日、コロナに関連する経済援助、税金の問題など10項目の要請を市長に提出しております。5月1日にその回答をいただきました。いろんなそれぞれの問題については、国、県、市の独自の取組などにより進んできた面もありますが、特に私は今回、保健所を鹿島に復活させることを県に要請することを上げております。

結論を申しますと、回答はいろいろありますが、それに対する回答の結論は、「鹿島市に保健所を再度設置することは現実的でないものと考えます」と結ばれております。こういうことを書かれておりますが、回答の一部を読み上げてみたいと思います。

「鹿島保健所は、平成18年に武雄市にある現在の杵藤保健福祉事務所に統合されました。以前は保健所と福祉事務所が分かれていましたが、地域の統合と同時に統合されました。その大きな理由の一つとして、以前から医師の人材不足が問題になっており、特に医師の人材確保が困難になり、当時の組織のままでは十分に保健所と福祉事務所のそれぞれの機能を地域の中で維持できなくなったためと伺っております。これは杵藤地区に限ったものではなく、県全体の組織の見直しの中、県内各地において行われたものです。」

以下いろいろと書かれておりますが、保健所が廃止・統合されたのは、ただ単に鹿島市や杵藤地区の情勢によるものでないということはもう明らかです。引き続き自民党政府が続けてきた人の命より経済のほうを重んじてきた新自由主義、市場原理主義により、国民の健康と命が脅かされ続けてきたのではないのでしょうか。医師が不足する大きな原因は、何といても待遇問題が一番だと思います。特にコロナの問題では、社会保障切捨て路線の押しつけがイタリアの悲劇をもたらしたと言われておりますが、日本も同じではないのでしょうか。

衆議院予算委員会で共産党の志位和夫委員長の質問がありました。全国の保健所の数は1990年の850か所から、2019年には472か所と激減しました。今回、保健所の皆さんは不眠不休で奮闘されましたが、パンク状態に陥りました。総理、この間のこの削減にこそ、保健所の疲弊をつくり出した原因があるとの認識はありますかと問いかけられました。

それに対して総理は、確かに御指摘のように、近年、減少傾向にはありますが、市町村の保健センターの役割分担の明確化や機能強化を進める中で、保健所の集約化が進んだ結果によるものと承知しております。そうした中で、今回、感染者数の増大が見られた局面では、保健所の業務拡大などによって、医師が必要と判断した方に対してPCR等の検査が迅速に行えない地域が生じた。接触機会の削減など国民の皆さんの御協力をいただく間に、検査体制の拡充を進めた結果、現在、このような状況を改善できたと考えていますと答えていらっしゃいます。

これに対し志位委員長は、反省が見られません、市町村保健センターの役割分担をやっていると仰いましたが、保健センターというのは感染症対策はできません。今度コロナの問題でも様々なPCR検査の手配をやったのは全部保健所です。職員数も3万5,000人から2万8,000人に減っています。

こういう中で、日本医師会の会長は最近の新聞インタビューで、バブル崩壊後の行政改革で保健所は半数近くに減少しました。職員数も減り、保健所の皆さんは今回大変苦勞され、削減されたのはよくなかったと一喝されています。この数か月の保健所のパンク状態は、削減の方針が間違っていたということを証明しているのではないのでしょうか。

さらに付け加え、志位委員長は、重大なことは、今日の事態というのは10年前に警告をされていた問題。2010年に発表された政府の新型インフルエンザ対策総括会議報告書は、次なる新型感染症の発生に対応するため、保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めると提言している。にもかかわらず、安倍政権の下で保健所の箇所数はさらに減少し、人員不足も解消されていないということです。

今回、コロナが広がり始めたとき、市民の方から、鹿島市は何かあったらどこに相談すればいいのですか、鹿島市に保健所はないですよと聞かれて、私も戸惑いました。保健所が鹿島からなくなってからは、今日のような感染症だけでなく、今まで鹿島で用を済ませていた問題、食品衛生、老人保健、母子保健、精神保健、環境衛生などの地域の全ての公衆衛生を含めた健康対策ができなくなり、市民の皆さんからは、どうして保健所をなくしたのかと私も多くの人からお叱りを受けました。保健所がなくなるとき、私も議会で大分議論をしたことを思い出します。もちろん私は保健所が武雄に行くことには反対を貫きました。

いろいろと申し上げましたが、何と言っても鹿島市に保健所は必要なものです。最初述べましたように、要請書の中には、「保健所を再度設置することは現実的でないものと考えています」と回答されております。市長お尋ねします。これは市長個人の考えですか。それとも関係者の皆さん方で議論して出された結果でしょうか、お答えください。

今、全国的にも保健所の充実という声は広がっています。鹿島からもぜひ保健所をの声を上げてください。専門家の人から、これからも日本でなかったようなエボラ出血熱のような細菌が入り込んでくるか分からないとの声が出ています。市民にとって最も大事な命と健康の問題です。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

私に対してといたしますか、保健所をめぐって何点か御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

まず1つが回答の文書、お手元にもお持ちだと思いますが、これが現物なんですよ。

(資料を示す) 文書で提出されましたので、文書で回答をいたしております。

御覧になるとお分かりのように、市長の公印が押してありますから、それは文書の形として当然決裁を取って出してある。つまり個人が出したものじゃないということは形を御覧になるとお分かりだと思います。組織の考えでございます。もちろん事柄の性格上、私の状況判断が反映をされているということは当然でございます。むしろこれから少しお話をしますと、保健所をめぐりやり取り、20年ぐらい前になると思いますけれども、どのような交渉、議論があったか、詳細を承知しておりませんので、できれば教えていただければと思います。

むしろ私自身思い出しますのは、事例として、平成26年頃、組織について総合庁舎を武雄へ移転する、それから、警察を嬉野へ移転するという案があることを我々は察知しまして、それは大変ではないかということに思い至りまして、よくよく考えて、反対するだけじゃ成果は得られないんですよ。やっぱり何らかの形がどうやったら実現できるかということで、ちょっと警察は置いときます。あのおり新築になりましたしね。

総合庁舎については綿密な作戦を立てて、どうするかと計画的に交渉を行いました。当時の知事は、今、衆議院議員をしておられる古川さんです。私自身も直接本人と交渉をいたしました。内容を公表できるところと公表できないところもありますから、結果を御覧になると、土木事務所は向こうに行った。しかし、農林事務所は武雄、こっちに来たんですよ。言いは悪いですけど、1勝1負、引き分けですよ。むしろ向こうが引き金を引かれたわけですから、我々は守ったんじゃないかと私どもは思っております。結果は御承知のとおりで、結果として今の形を御覧になりますと、新世紀センター、家主が市役所、県庁がたな子で入っておられます。全国的にも極めて珍しい形で決着を見たということでこの問題は整理がついたということございまして、結論から言うと、反対するだけじゃだめなので、どういう作戦でやるのかやらないのか。むしろこの問題のときは、今から先のことを一種交渉したんです。保健所のことは、その前に一応けりがついて移ってしまっている。それを元に戻せという交渉ですから、さらに難しい作戦を立てないといけないということを含めて、一つは現実的には難しいですよというお話をその文書に書いているとおりです。

もう一つ思いますのは、保健所の問題が何で今、国会でも取り上げられ、機関紙にも詳細に掲載をされております。内容は承知をいたしております。その中で例えば新自由主義がどうたらこうたらとか、保健所の在り方はどうだこうだと、私はそれにコメントする立場がありませんし、それは国会でしっかりやってもらえばいいと、そう思います。

そもそも私の問題意識は、市民の皆さんの不安、PCR検査をやるのに武雄まで行かんばやろうか、相談するにもどこに行ったらいいか分からんねというのがきっかけだったと思う



んですよ、今日の御質問の背景はね。つまり、検査のハードルが高い、不安がある、武雄は遠い。私自身ももっと近いところで、何か簡単にというのは精度が低いという意味じゃないんですよ。結果は同じなんですけど、もうちょっと市民が楽になるような簡単な検査がないもんだらうかと。それはおっしゃるとおり、今回の発端でよく分かります。

若干敷衍しますと、検査にはPCR検査、抗体検査、抗原検査、いろいろありますが、一番よく知られているのはPCRでしょう。さっき言いましたように、何とか改善の余地はないもんだらうかと思っているのは全く同じ考えでございます、現在、これに学識経験者という言葉がありきたりなんですけど、いろんなことに詳しい方の意見を聞いて頭の体操をいたしております、なるべく早く結論を得て、いい方向に向かいたい。保健所の議論を本気でやりますと何年もかかりますよ、正直言って。しかも、成果が分からない。それよりも、現実的には市民の皆さんの不安を少しでも取り除くという検査機関、それを市内につくれないかと。検査機関という言葉が過ぎますね。機関じゃなくて、そういう組織をつくりたいなと思っております。これは時間をかけても希望にお応えすることができません。早ければ早いほうがいい。既に第2波が来るんじゃないかというような意見もありますから、早急に結論を得た上で、考えがまとまれば、当然のこととして議会の皆様に御相談をしないといけないと思います。幸い国のほうはいろんなことで思い切った経済支援をしてくれるという状況は今できていますから、こういうことをしっかりと、それこそ交渉と言ってしまうのは悪いですね。調整、要請をして、市民の不安の払拭に応えたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今御答弁いただきましたが、確かに保健所を今すぐ復活させる、それは難しいことだと思いますよ。ただ、基本的にこれから先ずっとのことです。私たちの子、孫の代までずっとこういう現状が続いていくのか、市民の暮らしが脅かされ続けていくのか、このことがあると思うんですよ。だから、私はこれはこれとして、特に今のこの時期に浮上しているときにやっぱり声を上げるべきだと思うんですよ。例えば、鹿島市の保健所が廃止される時、ということが起きたか御存じだと思いますが、決まったときに、鹿島市は廃止はだめだという人たちの運動で5年間延長されたですよ。そうでしょう、皆さん御存じでしょう。5年間延長されたんですよ。全国的には珍しいことですよ。恐らくほかのところではあっていないと思います。それくらい市民の保健所に対する意向が強かったんですよ。そういう中で分離をされた。もちろん、本当に私たちもそれについては何度も議論しましたよ。しかし、本当にもぎ取るようにして持っていかれてしまった。土木事務所が云々、何が云々じゃないんですよ。これは特に市民の命と健康の問題に直接関わることですから、私はどうしてもここで

保健所の充実を図っていかなといかんと、そう思うんですね。今回のコロナに関連して、専門家の人たちもやっぱり今までのそういう保健所に対する弱さがこういう形になってきたというのは明らかにされているじゃないですか。

ましてや、先ほど私もちょっと申し上げましたが、10年前にインフルエンザですか、それが発症したときに、やっぱり強化をしていかなといかんとというような結論も出されている。ところが、そういうのは絵に描いた餅で、全くそういうのが生かされていないというのが今の現状だと思うんですよ。

だから、私、市長の考えでそうおっしゃったんですかと申しましたが、やっぱり市長の中にもどうせこうだというお気持ちがあるので、その方向にしか進んでいかないと私は思うんですが、ぜひここでもう一遍考えていただきたいと思うんですよ。この問題が今日、明日にできることじゃないですよ。もちろんそれに合わせながら今の体制もどう充実させていくかということはしていかなといかんわけですが、本当に市民のコロナに対する不安を解消するために急がなくちゃいけない。と同時に、先ほども言いましたが、今後もまだどれだけ日本にないような感染症も上陸してくるか分からない、そういうことはあり得るんだというような専門家の話も出ているんですよ。それから考えれば、今やっぱり私たちが保健所をもういっちょ取り戻そうじゃないかという声を上げて、そして、要求をしていくべきだと思うんですよ。このことは今、全国的にもその動きは起きているんですよ。だから、私たちだけじゃなく、いろんなところで鹿島がそういう声を上げたぞ、ほかのところが上げたぞということになれば、それが力になって生かされていく、生かさなくちゃいけないし、子、孫のためにもそういうのをここでしっかりと方針を決めて取り組んでいく、このことが私は大事だと思いますが、どうですか。やっぱり保健所はそうじゃないんだというお考えなのかね。今だけ乗り越えていけばいいということももちろんですが、それに併せて、ぜひこれからのこともしっかり考えて、一番大事な命と健康を守る立場で取り組んでいただきたいと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

誤解かもしれませんが、私は保健所はなくてもいいと言っているんじゃないんですよ。そのためにはエネルギーと時間と相当かかるから、それは長期的課題として置いておくのはやむを得ないんじゃないか。ただ、目の前で今そこにある危機を乗り越えるにはどうすれば、それに最大の精力を注ぎたいと思っております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

保健所が要らないと言っているんじゃないと。またそう思ったらおかしいですよ。なら、何遍も言いますが、今は今として、これからのことを考えて、ここでやっぱり鹿島市としてはもう一度保健所をここに持ってくる、そのことをやっていこうじゃないかと、その先頭に立とうじゃないかと、市長がその気持ちを表明してくださいよ。そうなりますと市民はついていきますよ、本当に。一番大事な問題なんです。今日も申しましたが、コロナ問題が出たとき、最初に私は質問された。鹿島はどこに行くぎよかですかと。保健所はなかでしょうが。どがんなつうですかと。やっぱりみんな心配しているんですよ。今日もし発症したときはどうすればいいんですかと。まだ私はその答弁には納得いきませんが、どこでどうしていいかわからないというような答弁ですよ。だから、そういうことが今後の中でないように、ここで市長、腰を上げてくださいよ。一緒にやりましょうよ、保健所をつくろうということで。やらんといかんことなんです。皆さんそうおっしゃっていますよ。ぜひこのことで私は市長の決意をもう一度聞きたいと思います。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

議会のルール上、3度目ですから、3回お答えをいたしましょう。

私は皆さんと手法が違うんですよ。私は実現可能性を期待されていると。やらないといけないことはいっぱいある。それをまずやってから、次の課題でしょうと言っているだけなんです。だから、もし本気でみんなやっているんだとすれば、国会の議論を私はもう少し勉強してみたいと思います。だから、その力をね、こっちをおっしゃるのもいいんですけども、しっかりと国会対策もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おかしいですよ。手法がいろいろあると、やらなくちゃいけないことがいっぱいあるんだと。ここで保健所を取り戻すために何とかせんといかんという、ここですぐあなたにこうしなさい、こうしなさいと言うわけじゃないんですよ。まず一声、市長が、うん、保健所はやっぱり鹿島に持ってこんといかんと。そういうことで出発しようじゃないかと声がかかってきたら、あなたは黙っとったって市民も動きますよ。周りの人も動きますよ。何かのとき私言ったですね。市長の一声ですよと言ったことがあります、あなたが結論を下して、市民に一声呼びかけんといかん大事なことはあるんですよ。今の市長のお答えでは私は納得いきません。

今回、コロナ問題が出たとき、いろんな問題を質問してきましたが、どれにつけても市長はそういう態度ですよ。例えば、市が独自で市民の支援をしてくださいと、財政調整基金な

ども使ってでもしてください、もっとやってくださいと言うたときに何とおっしゃったかという、まだ今からどういうことが起きるか分からんから、そのお金を全部使えんというふうなことで発言されたですよ。しかし、今やらなくちゃいけないことがあるんですよ。ほかの市町村ではそういうことをしながら、住民の暮らしを少しでも助けようということで立ち上がっているじゃないですか。今のコロナの対策を見ますと、鹿島市は国からの交付金とふるさと納税基金、使っているのはそれくらいでしょう。ほかはもっと頑張っているんですよ。そういうのに対してははっきりとした態度を示してもらわんと、市民は市長についていけないですよ、本当に。ああ、樋口さんのがん言いんしゃっけん、安心して私たちはついていかるっばいというようなのを、特にこういう緊急な事態のときほど私はやってもらいたい。そういう政治姿勢を出していただきたいと思うんですよ。何度でも私は言いたいですよ。ここでやっぱりやろうと、そんないやろうと。国会の勉強をされてもいいですよ。しかし、そういうだんじゃないんですよ。国会の勉強しよっだんじゃなか。現に今ここで市民が困っている。これからどうなるだろうかという不安を市民はいっぱい持っているんですよ。いっぱい持っているんですよ。

あれは3月の議会の後でしたかね、私は民報を出して、鹿島市に保健所をというチラシを出しましたが、本当に多くの人からそれに対する反応が返ってきました。大事かばいと、何とかせんぎいかんばいと、そういう声がいっぱい返ってきているんですよ。いまだにそうですよ。私はそういう皆さんの声もあるし、いろんなことが今起きてきましたので、ほかの質問は後回しにしてでもこの問題を出したんですよ。市長、何とか腹を決めてくださいよ。何もそれをするによって、財政ばがしこ使わんばなん、こがんとということじゃないですよ。あなたが鹿島市に、うん、保健所を取り戻そうと、前のようにみんなが安心できるように、少しでも安心できるようにやっていこうという、そのお気持ちをここでおっしゃるだけなんですよ。意地でも俺は言わんばいと、それじゃだめですよ、市民のために。私は逆に意地でも最後まで言いたいと思います。私は責任がありますからね。市民の命と暮らしを守るといことは何よりも一番大事なことなんですよ。そのために保健所がいかに重要な問題かといことははっきりしていると思います。

特に保健所がなくなっていくその要因として、一つ回答の中にもありましたが、医師不足のことが言われていました。医師不足の解消は、やっぱりそういう人たちの待遇改善をもっとして、そこにおっても安心できるような待遇改善をする。つまり金をかけていくことができればいいわけですが、そういうことをしない。もうけさえすればいいというようなこれまでの政府の在り方の中で、こういうのもだんだん削られてきたのは明らかじゃないですか。

そういうことで、私たちはもちろんですが、これからの子、孫の代までそういう不安を残したくない。絶対そういうことはしちゃいけない。今、私たちの責任としてでも、ここで保健所を取り戻すということを私はやっていかななくちゃいけないと思います。何遍も言い

ますよ。もう一遍立ってください。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

主張は分かりますけれども、正直言って、えらい御熱心だなと思う印象を受けております。これは僕の誤解じゃなければ、さっきのあなたの質問と同じように、個人というよりも、ひょっとしたら組織の質問なんじゃなかろうかというふうに思うぐらい御熱心だということで、話は分かります。

ただこれは、この問題がほかの問題と比べてそうすぐに何かしないとイケない、あるいはできるかという、そこは疑問がありますよということを申し上げたんですよ。そういう意味なんです。現実性が今のところないというのはですね。だから、お許しを得ましたから、4回目の答弁になりますけれども、そこはよく考えていただきたいのと、私はそう思っています。私の誤解じゃなければいいんですけれども。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

組織の質問と、そういうことをね、私は驚きですよ。確かに組織で私は共産党に入っていますから、共産党の方針を訴えるのは当然ですよ。しかし、これはそうじゃないんですよ。だから熱心じゃないんですよ。私は一つは責任があるんですよ。あの分離されたとき、まさに体を張って議論しましたよ。しかし、それでも取っていかれた。そんときの一人として本当に市民に対して申し訳ないという気持ちもありますよ。土下座して謝っても、市民の人には謝り切れない。そういう責任もありますよ。熱心にならんでどうするんですか。そんなときそんなとき流れていけばいいというんじゃないですよ。

そして、今必要じゃないとかじゃないですよ。これが必要となったときはそれこそ遅いんですよ。保健所がなかぎいかんと言うたとき、遅いんですよ。例えば、さっき言いましたが、これからいろんな熱病とかなんとながどんどん入ってきて、さあ、対応するときどうするか。保健所ば、さあ、つくってくれ、それこそやれるもんじゃないですよ。今日言うて明日にじゃないですよ。確かに鹿島市も保健センターなんてありますが、こういう問題には何の助けにもならんわけでしょう、保健センターは。せっかくありますが、相談なんかはありますがね。例えば、鹿島市の中にもコロナ対策委員会などもあります、いざというとき医者もいない、看護師もいない、何もできないわけでしょう。だから、今回でもコロナが発症したときには、ここで前、質問したときには、それが発症して、保健所から県に行って、県からここに報告が来て、やっとな鹿島市に発症したとが分かったら、そういうもんなんですよ。その間にどういう問題が起きてくるか。敏速にこういうのは対応せんといかんけど、それが

できないんですよ。

これはそういう感染症だけの問題じゃないんですよ。先ほども言いましたが、いろんな健康全体の保健環境を守っていくための施設として、どれだけ鹿島にあったとき、お年寄りの人、精神を持った人たちがそこに通いながら診断をしてもらったり、相談をしてもらったり、いろんなことをなさってきたんですよ。そういうことが即できなくなっているのが今の状況ですよ。私は本当に何よりも大事な施設だと思います。

私は組織の云々なんて、そういうことを本当に言われたくないですね。しょうがないですよ、組織に入っておったら、組織の方針だって出すのは。しかし、これはただ単なる組織の問題じゃない。鹿島市民、全国民の問題なんですよ。だから、少しでも進展させて、鹿島を元に戻したいという一心で私は言っているんです。

まだ何かあったら言ってもらいますが、なかったらそれで結構ですがね。私は何としても市長にその立場に立ってもらいたい。市長はあと2年ですかね。2年を延ばすか、終わるかのそういう問題にも出てくると思うんです。脅すわけじゃないですよ。そういうことだっ出てくると思うんですよ。本当に鹿島の市長さんは、いよいよときには市民のために立ち上がってもらったんだよというような市長になってくださいよ。まだこれからコロナ問題はいろんな問題が出てきます。市民の暮らしもどこまで落ち込むか分からない。そういう状況の中で、ああ、あそこで心を入れ替えて立ち上がってもらったおかげでよかったよというような取組をしていただきたいと思いますが、なければ、私もまだ幾つかありますので、次に進みたいと思いますが。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

いや、私が言っているのは、今一番市民が不安を持っているのは、やっぱり検査してもらいたいのが遠い、相談に行くのも大変だっ。今のその不安をどうやって解決するかという手法を一生懸命考えているんですよ。

ただ、保健所の問題だったらお分かりのように、それは任期のことを言われましたけど、そんなことは全く気にしていませんから、要すれば、どのくらいかかるか分からんような議論、しかも、これは成功するかどうか分からん、非常に極端に特攻精神で行けみたいな話だから、そうじゃなくて、今一番不安を持っておられるところを除きましょう、そこから手をつけましょうと言っていることです。そのことは無視して御主張だけされているから、さっきみたいな話になってしまうということだけは分かっと思っていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

あなたの気持ちは分かりません。今のことをせんばいかんのは、しながら当然せんばなんですよ。しかし、一声上げて出発をするという立場は取れると思うんですよ。本当にいつかも私は、あなたに言う気はありませんとここで言ったことがあります、そうしか言えません。しかし、私は諦めません。市長がうんと言うまで尻をひっぱたいていきたいと思います。立ち上がってくださいよ。お願いしますよ。笑い事じゃないですよ、本当に。みんながどういう気持ちでいると思いますか。現実には現実としてせんといかん。そのために職員もいらっしやるじゃないですか。

ただ、この前は市長がその立場に立って、取りあえずはお願いしますよと県に言うとか文書を出すとか、いろんなことがそこから始まってくると思いますよ。それが出てきたら市民も後押ししていきますよ。私ももちろんしますよ、何とおっしゃってもね。そのことをお願いします。ちょっと残念ですがね、市長の本当の。

じゃ、次に行きたいと思います。

時間がないので、教職員の働き方改善の問題でお尋ねをしていきたいと思います。つまり変形労働時間制ですね。

私はこれまでも本会議で職員の働き方の問題については何度も質問してきたと思います。そういう中で、鹿島市でも勤務時間が過労死ラインの80時間を超えるだけでなく、100時間になる教職員もあるとの答弁もあっております。その後も依然として教職員の方の長時間労働は深刻な状況が続いていると私は思って見えています。全国的にも深刻な状況が続いて、精神疾患で休職する職員が平成18年度で5,212人と聞いています。2年連続で増えて、ここ10年では5,000人台が続いているということですが、平成19年12月に発表された文科省の調査では、月45時間以上残業している教職員の割合は小学校53%、中学校約67%で、勤務時間を把握していないと回答した市区町村がある都道府県は25に上っているということを知っています。

このように、全国的にも教職員の労働時間が大きな問題になり、昨年12月、公立学校教員に変形労働時間制を導入することが可能な法案が成立していると思います。この法律は、1日8時間労働の原則を崩し、1年を繁忙期と閑散期に分けて、繁忙期は1日10時間働かせ、閑散期にはその分だけ短くするというものようです。働く人は年間を通して繁忙期でしょう。1日10時間働いてよいということになれば、一層長時間労働を拡大させることになり、健康を害することにもなると思います。

今回の法案については、各自治体で決めることができるようになっているので、前回の質問で私は鹿島市は導入すべきでないという意見を申しました。しかし、これからだということで、はっきりとした回答は得ていません。私はますます教職員の長時間労働を拡大するような法案の導入は絶対に許さないと考えていますが、鹿島市としてこの問題について、これまで検討される取組をされているのか、そして、この変形労働時間制についてどのようにお考えに

なっているのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

議員お尋ねの変形労働時間制の導入についてということでございます。議員が言われますように、国のほうが学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、令和3年4月1日、来年度から地方公共団体の判断により、1年単位の変形労働時間制の適用を可能とするための法律の改正を既に行われております。

その変形労働時間制は、先ほど議員が言われた内容となっておりますので、内容のほうは省略しますが、この導入については、今現在、確かに議員が言われるように、先生方の多忙化、長時間勤務というのが、文部科学省の調査も以前ありました中で浮き彫りになっている中で、その改善、働き方について改革をしていく取組の一環として、一つは先生方の勤務時間の上限を定めて、それから、学校、教師の仕事の適正化とか効率化というのを図りながら、それから、いろいろな学校の業務についてサポートをする支援の体制等も整えながらというところを行いながら、この変形労働時間制も併せて導入をするというふうな考えになっております。

鹿島市においては、現在、その教師の勤務時間の上限に関する方針というのも既に設定は、これは全国どこの市町村も設定をするようになっておりますので、当然ここは行っております。

それから、これまでも教職員の長時間勤務の解消を図るために、学校における各種支援員とか部活動指導員さんの配置、それから、学校の校納金につきまして、今まで現金徴収をしていたのを口座振替で行ったり、そういった振替を行った管理システムを導入する。それから、学校の業務として、児童とか生徒の出欠情報、成績処理、授業の管理、その他いろいろな業務を総合的に支援する校務システムの導入などを行いながら、先生方の業務負担の軽減や業務の効率化の取組というものを進めております。こういった取組の成果として、市内の教員の勤務時間につきましても、若干ではございますが、減少傾向になってきている傾向があります。ただ、依然として長時間勤務については実態としてあるということを認識しております。

教員の変形労働時間制の導入につきましては、このような業務の長時間化の改善の成果と一体的に導入することで効果があるということが示されております。鹿島市としましては、この変形労働時間制の導入に関して、現時点では学校の現場の状況とか、いろいろな方の意見、それから、国や県、他市町の状況も含めて慎重に検討をしていきたいということで考えております。

以上です。



○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今勤務時間減少のために努力されているのは分かります。それを聞いているんじゃないですよ。そういう中でもまだ長時間労働はあるわけですが、この変形労働時間制というのがどういうものか。先ほども言いましたように、年間を通じてその分を消化すればいいわけでしょう。だから、例えば、1日に10時間を超える人だって出てきて、その分はあとの夏休みを取るとか、そういうことはできるわけでしょう。そういうことになると、どうですか、長時間働くということがどんなに健康の上からでも大変なことになるかお分かりでしょう。

先ほど私は全国で精神疾患で休職する職員の実態を申し上げましたが、まさにそうだ、そういうことが生まれるんですよ。もっと大変な事態が出てくると私は思いますよね。

先生たちは心身共に健康であってこそ、子供たちにちゃんとした対応ができるんですよ。しかし、先生たちが長く勤務して寝る時間もないような形でして、いらいらしとったらいろんな問題も起きるんですよ。全国的にも、また近くでも起きておりますが、そういう先生をつくっちゃいかんのですよ。そういう働き方をさせることでいろんなことが起きてくるんですよ。だから、このこと自体ははっきりしているでしょう。今までよりかもっと長く働かせてもいいと、その分は後で補いますよと、そういうことで人間の生理的な調整ができますか。できないでしょう。だから、そういうことをさせちゃいかん。この変形労働時間制というのは私は許せない。ますます悪い事態に思うんですよ。今、特にコロナ問題で先生方も不規則な動きがありますが、これはこれとして別問題として、やっぱりここにはもっとちゃんとした対応をして向き合ってくださいよ。もうどれだけなりますか。12月に質問したときからでも半年ですよ。それは分かりますよ、コロナで忙しかったことは。しかし、それはそれですよ。やっぱり今大事なことはこれです。このままただらいくのかね。はっきりと導入しないなら、県内でも導入しないとおっしゃるところはありますよ。私は何があってもこれは導入すべきでないと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

議員が言われますように、この変形労働時間制につきましては、先生方の働き方、長時間を解消するための一つということで行われるということで、言われるような1日10時間とか、そういったものが常時行われるということは、これに反することだと思いますので、そういった導入の仕方というのはまずあり得ないのかなと思っております。

制度的には言われるように、1日の長時間勤務を非常に詰めてやった分を、例えば、まと

め取りの休みで取るというような形ということではなくて、勤務が忙しい時期ですね、年度の頭とか行事が多忙化する時期に、通常の勤務よりも時間を長めにさせていただいた分を、夏休みの分の期間について休日をまとめ取りしていただくというような、基本的にはそういった制度でございます。

ただ、言われるように、この導入につきましては、各地方公共団体の判断により来年4月1日から導入できるというふうなことになっておりまして、来年4月1日から始めなければいけないとか、そういうことではございませんので、今の時点で来年4月1日に導入するとかしないとか、そういったことを性急に決めるのではなくて、当然、学校現場の方の意見、それから、いろいろな状況を踏まえながら、慎重にそこは判断をしていきたいということで考えております。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

私、十分に理解されていない面もあるんじゃないかと思えますよ。例えば、1日10時間以上働いても、これは年間を通じて勤務時間を消化すればいいということですからね。先ほどから言っておりますように、繁忙期と閑散期に分けて、繁忙期には腹いっぱい使っていこうというような形になる。今まで以上に長時間労働を強いることに私はなると思うんですよ。だから、幸い来年4月、入れなくても入れてもよかとかも分かりませんが、私ははっきりとこういうことはよくないとして対応してもらいたい。現場の先生から声は出ていますよ、こういうことになればどうなるかと。全国的にも先生たちの中ではその運動も起きていますからね。あちらこちらで導入をしないという形も出ていますし、県内でもそういう答弁が出ているところもありますが、その辺についてはお互いに研究しましょうや。しかし、どっちにしてもますます大変な事態になるということを私は言って、これを取り組まないということをお願いしておきたいと思えます。

時間がありませんので、今回、私はそのほかに税金の問題、こういう問題も出しております。特に3月の補正予算のときも私は、今の鹿島市の消費税増税とそれに関わるコロナの影響で大変な事態ができています。だから、今年の税金については大変な事態になると。そのためにいろんな対応をしてくださいという意見を申し上げたと思えますが、そのことで4月の市長に対する要請書の中にも書いておりますが、これには、それぞれ税金についてはそれなりの対応をしていくという回答をいただいております。時間ありませんから読み上げませんが、対応していただくということはありがたいことですので、ぜひ対応していただきたいと思えますが、そういうときに、いろんな複雑な手当ては打たなくていいように、本当に皆さんが要求される方には十分な対応をしていただきたいということを税金の問題でお願いしたいです。

その中で1つ、特に私言いたいのは国保税の引下げです。今、子供たちが多くいる家庭では大変困られているところもいっぱいありますよ。皆さん100千円ずつもろうたばってん、あつという間にどうもできなかつたというような声もあります。今こそ私は均等割をやめろということを行っています。せめて未成年者の均等割25,500円、いつか答弁では18,000千円あればできるということをおっしゃったと思いますが、それだけ今回は気にして、この未成年者の均等割、これは国保だけじゃなくて、介護とかもあります、取りあえず国保の均等割をやめろということをおしやっただきたいということをお願いしたいのですが、担当いかがですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

未成年者の均等割の軽減についてということでございますが、子育て支援の観点から、未成年者の国保税の均等割部分の取扱いについては軽減等が行えないかということでございます。

以前よりこの問題を取り上げられていることは承知しております。そのことにつきまして私どもも理解しているところでございますが、やはりこのような制度の根幹となる基本的な部分の取扱いにつきましては、制度を考えていただく国のほうで検討いただくことが最もよいかと考えております。このため、これまでも全国知事会や全国市長会からも国へ要望されてきたところでございます。

また、県全体の方向性といたしましては、将来的に国保事業の一本化を見据え、県全体の足並みをそろえる部分もございまして、今後は県全体で議論していく必要もあると考えております。

鹿島市といたしましては、子育て世帯の負担軽減のために、市長会を通じて引き続き国へ要望していきたいと考えておりますので、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございます。市長会を通じて要望していただくということでありがたく思いますが、先ほど言いましたように、18,000千円あればできるということをおしやっただいておられますので、いろんな問題がありますが、早い時期に鹿島市が独自で、足並みをそろえることも大事でしょうけど、やれるところ、やらなくてはいけないところは早急に取り組んで

いただきたいと思えます。

時間がありませんので終わりにしたいと思えますが、特に最後に申し上げます。

私は今のここまでの経済の落ち込みの中、特に昨年10月、消費税が10%に上がってから、鹿島市、本当に商店街をはじめ、いろんな人たちが大変お困りになっているんです。そして、その上にコロナの問題が出ております。ですから、私は今ここで10%に上がった消費税を早急に引き下げるべきだと思っています。本当は無料にしたほうがいいんですが、ただにしたほうがいいんですが、取りあえず5%に引下げを、これは全国的な運動としても広がっているところなんです。5%に引き下げるだけで本当に暮らしに大きな影響が出てくることは目に見えています。少しでもこのコロナの問題、消費税増税で落ち込んだ経済を立て直していくためにも、この消費税を5%に引き下げること、私たちも国にも要求を出していきますが、市としてもぜひ要請をしていただきたいと思えます。本当にこうしないと、既に鹿島市でも年末までお店は持てるだろうか、百姓も続けていけるだろうか、そういう声もいっぱい出てきているんですよ。少しでも希望の持てるような政策を市がやらなくちゃいけないし、それが私たちの務めだと思えます。特にそのためには市長が先頭に立って、言いたくないこともあると思えますが、市民が後ろにいっぱいついてるんですよ。今はじゃんじゃん国になかなか行けませんが、行ってでもそういう要求をしてもらって、市民のためによろしく願いをしたいと思えます。

とにかく消費税の5%引下げによって、少しでも市民の負担を減らすことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩し、午後1時55分から再開します。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

**○議長（角田一美君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番杉原元博議員。

ここで申し上げます。杉原元博議員の一般質問で資料モニター映像の使用を許可します。

**○4番（杉原元博君）**

皆さんこんにちは。4番議員杉原元博です。通告に従い一般質問をいたします。

東京オリンピックが開催される予定だった2020年の本年、一体誰が今日の新型コロナウイルス感染の拡大、脅威を予想したのでしょうか。世界中の人々がいまだかつて経験したことのない新型コロナウイルス感染の恐怖と毎日毎日戦っています。感染症で亡くなられた多くの

方々に謹んでお悔やみを申し上げます。

また、コロナの影響で、多くの企業や事業者が大打撃を受けておられますことに大変心を痛めております。心よりお見舞いを申し上げます。国や佐賀県、鹿島市においても様々な対策がなされていますこと、感謝申し上げます。

また、医療・介護従事者をはじめ、感染リスクを伴う現場で献身的に働いておられる方々、そして、衣食住や物流関連、教育、保育など、私たちの日常生活を支えていただいている全ての方々に対し、心より感謝と敬意を申し上げます。新型コロナウイルスの感染早期収束並びに日本中、そして世界中の人々の安穏と幸福を日々祈っております。

私たちの日常生活を脅かすものは、昨年も猛威を振るった自然災害だけでなく、今は何が起こるか想像がつかない時代へ来ているのではないかと思います。同時に、環境問題も避けて通れない時代へ来ていると実感をいたします。

日本は、戦後の高度経済成長とともに、人口も増え続けてきましたが、21世紀に入り、地方をはじめ、人口減少時代へ突入いたしました。

一方で、世界の人口は1900年が15億人、2000年が60億人で、100年間で4倍に増え、さらに2050年には今の1.5倍、90億人になるとの予測です。世界の人口が増え続ける一方、水などの資源は限られています。限られた資源をいかに有効に活用していくかは喫緊の課題であります。

昨年12月22日に開催された環境講演会では、主に海洋プラスチックごみの問題や食品ロス問題等を取り上げておられました。これからは、私たちの環境問題に対する意識の高まり、行動が大切になってくると思います。

SDGs、国連の持続可能な開発目標17のうち、グローバル目標の6番目に、安全な水とトイレを世界中にとの項目があり、全ての人々に水と衛生へのアクセスを確保するとあります。

未処理排水を2030年までに半減させるという国際的な合意がなされ、汚水処理に普及対策を急ぐと同時に、日本の浄化槽を輸出する機運も高まりつつあります。

今回は、合併処理浄化槽の設置推進について最初に質問をいたします。

限られた資源である水の重要性、有明海や河川の保全、さらに最近、多発している自然災害を念頭に置きつつ、合併処理浄化槽の重要性について考えていきたいと思っております。

初めに、鹿島市内の現時点での下水道及び浄化槽の設置状況をお聞きします。

法律浄化槽法の改正で、平成13年、2001年4月1日以降、単独処理浄化槽の新設は禁止をされていますが、既に設置済みの単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の設置世帯数、または人口、それと、くみ取りの世帯人口も併せてお知らせください。

次に、鹿島総合庁舎跡地の有効活用について質問してまいります。

西牟田地区内にあります鹿島総合庁舎跡地が今なおそのままの状態であることに對し、市

民の皆様からも今のままではもったいない、これだけの土地を利用して何か活用できないのかなどの意見を聞く機会がよくあります。

場所的にもバイパス沿いの近くで、中心街の病院、商業施設等も近くにあり、利便性のよいところでもあります。また、敷地も広いので、鹿島市発展のため、市民の皆様のために有効に活用できればとの思いがあります。

最初に、鹿島総合庁舎跡地の現時点での活用計画についてお尋ねをします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、一問一答で質問してまいりますので、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

それでは、まず最初に生活排水の処理の状況につきましてお答えをいたしたいと思います。

令和元年度末現在におきます汚水処理の状況は、鹿島市人口2万8,760人中、公共下水道事業8,429人、29.3%、合併浄化槽7,358人、25.6%、単独浄化槽1,243人、4.3%、くみ取り式1万1,730人、40.8%、以上が令和元年度末現在の汚水処理の状況となっております。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

私からは、鹿島総合庁舎跡地の有効活用について、現時点での活用計画についてお答えをいたします。

鹿島総合庁舎は、昭和44年に県の機関として開設をされ、土木事務所や農林事務所などが設置をされていた施設であります。県有施設の再編等により、現在は新世紀センターに杵藤農林事務所が設置をされているところであります。

跡地につきましては西牟田地区にあり、平成30年に建物が解体をされ、現在、更地の状態になっているところであります。土地の面積については、約9,300平方メートル、およそ2,800坪程度の広さになっております。

跡地の活用計画とのことですが、解体後、令和元年6月、ちょうど1年ぐらい前になりますけれども、佐賀県から鹿島市へ土地取得の希望について照会があったところがございます。企画財政課から庁内各課へ土地利用等の意向調査を行いました。この結果、庁内からは具体的な活用案はなく、佐賀県へは取得希望なしということで回答をいたしているところがございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

それでは、合併処理浄化槽の設置推進について、まず一問一答にて質問をしてみたいです。  
先ほど現時点での鹿島市における下水道及び浄化槽の設置状況、くみ取りの人口について答弁をしていただきました。

これまでは、主に市内中心部及びその周辺を中心に公共下水道などの汚水処理事業が進んできたと思います。

次に、今後の計画についてお尋ねをいたします。

今後はまだ整備をされていない山間部や家屋が点在する地区が中心となってくるとは思います。下水道及び合併処理浄化槽の設置計画について、簡潔に説明をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

今後の計画ということでございますが、人口密度が高い地域、これは下水道のような集合処理が有利となっております。逆に、人口密度が低い地域は合併浄化槽のような個別処理が有利となります。

鹿島市におきましては、国から令和8年度までの下水道汚水事業の概成を求められているところもありまして、平成31年4月に汚水事業区域を678ヘクタールから523ヘクタールに縮小を行ったところでございます。

下水道の事業区域は、集合処理が有利な地域となりますので、令和8年度までの概成を目指して事業を推進することとし、それ以外の地域は個別処理が有利な区域ということで、合併浄化槽の普及を目指すということに計画いたしておるところでございます。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

これからは人口減少や施設の老朽化に伴い、下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増してくるのではないかと考えられます。

急激な人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の拡大、人口の少ない地域に下水道管をつないでいくコストなどを考えると、様々な懸案事項が多いのではないかと思います。

そこで、下水道事業の現状と課題についてお聞きいたします。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

下水道利用の現状と課題ということでございますが、施設の老朽化、それと近年の人口減

少によります料金収入の減少等々の問題が発生しております。

下水道事業の持続的な経営環境が厳しさを増しているという状況の中、経営状況を正確に把握した上で経営基盤の強化、それと財政マネジメントの向上に取り組むということが求められるというふうに考えております。

そのような中、本市では汚水事業区域を先ほど申しましたけれども、縮小いたしまして、早期概成を目指すということにいたしております。さらに、長期化的に安定をするための経営持続のため、今年度から公営企業会計方式への経理を移行し、経営の健全化と計画性、透明性の向上を図りまして、さらなる経営基盤の強化に努めるということにいたしております。

また、類似の生活排水処理施設との共同化計画につきましても検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

今後、いろんな課題等もあろうかと思っております。

特に、鹿島市のように人口が少ない地方の市町村の汚水処理率が低い、この最大の要因は、汚水処理方法の主力である公共下水道にあるのではないかなとも思っております。集合処理方式の代表である公共下水道は、市街地などの住宅密集地では効率的ですが、山間部や田園地帯を抱える場所では点在する住宅をつなぐ下水道管渠の敷設に時間と経費がかかり過ぎるからです。

起伏のある山間部では、自然落下に任せるには深く掘らなければなりませんし、ポンプのような機能も必要になるかもしれません。このため、公共下水道は100メートルの配管をするのに平均12,000千円ほど必要とし、整備期間が20年以上になる事業計画も決して珍しくはありません。合併処理浄化槽は工期が短く、経費も安くて済み、その上、汚水処理能力も十分にあるという特徴を持っています。

そこで、公共下水道と合併処理浄化槽の一戸当たりの平均的な設置費用についてお聞きいたします。

例えば、延べ床面積130平米未満の5人層で設置費用がおおよそ1,000千円かかるとします。公共下水道の場合、これからは1,000千円では済まないと思いますが、どうでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

下水道と合併処理浄化槽の費用についてのお尋ねでございます。

まず、下水道は集合処理のため、管渠工事、これは道路埋設ですけれども、それが必要となって、建設費用は高くなる傾向にあります。ただし、数千戸の汚水を1か所にまとめて処



理するということでありまして、維持管理費用は比較的安くなるという傾向にあります。

一方、合併処理浄化槽は家庭単位での処理でありますことから、道路等への管渠工事の必要はございません。

したがって、建設費用は安くなる傾向にあるのですけれども、個別での処理ということになりますので、維持管理費、これが高くなるということになります。このため、下水道のような集合処理が有利であるのか、あるいは、浄化槽のような個別処理が有利であるのか、これらの費用の面におきましては、それぞれ一長一短というところがありまして、建設費用と維持管理費用の双方の面から比較する必要があるのではないかというふうに考えております。

合併処理浄化槽の場合、国庫補助を差し引いた建設費を耐用年数の30年で割って、年間の維持管理費用約70千円と合計すると、年額費は約90千円ということになります。

下水道もこの考え方によって、有利な地域を選定いたしまして、また、国が定める令和8年概成の範囲等も考慮いたしまして、昨年4月、繰り返しになるんですけれども、下水道の汚水事業区域を523ヘクタールに縮小をいたしまして、より効果的な生活環境の保全に取り組んでいるところであります。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

今、答弁いただきましたけれども、下水道のような集合処理がいいのか、浄化槽のような個別処理が有利なのかという議論も当然あるかと思いますが、設置費用については1戸当たり公共下水道と比較して、合併処理浄化槽がかなり安上がりになると思います。

それなのに、割とどこの自治体でも地元の住民といいますか、下水道が必要だと思っておられる。合併処理浄化槽のことをよく知らない。合併処理浄化槽は、下水道が来る前の段階だと思っておられるからではないでしょうか。また、設置後の負担はどうか。事前に下水道使用料と浄化槽維持管理費の費用負担比較表を資料としていただいております。それによりますと、下水道使用料よりも浄化槽の維持管理費が若干2割程度大きいかなという認識です。

ここで、ケーブルテレビを御覧になられる方も多いため、確認の意味も込めて合併処理浄化槽の主な特徴について整理をしてみます。

〔映像モニターにより質問〕

家庭等から排出されるし尿や雑排水、いわゆる生活排水を、薬剤ではなく微生物での作用により浄化する装置です。

現在では、この方式が一般的です。御覧いただいています図のように、ろ材で大きな固まりと水に溶けた汚れを分離し、ろ材、接触材に付着した微生物が有機物を分解します。消毒

層で大腸菌や病原菌を薬品で消毒し、安全な水に処理をします。つまり、微生物による浄化機能を活用し、下水処理場並みに汚水の処理が可能です。窒素やリン除去などの高度処理にも対応しています。

以上、1番目の特徴として、処理性能が優れている点が挙げられます。

次に、し尿のみならず、生活雑排水も処理可能な合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ約8倍の汚水処理能力があります。

こちらの図は、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽を比較した図になっております。

生活雑排水が未処理のまま河川へ流出する単独処理浄化槽に対し、合併処理浄化槽の場合は処理された水が流出されるので衛生的です。

今では、浄化槽といえばこの合併処理浄化槽のことをいいます。もともとは単独処理浄化槽に対する名称として合併処理浄化槽というのが使われていましたが、今では一般的に浄化槽といえば合併処理浄化槽のことになります。

それから次に、2番目の特徴として、省スペースで設置し、投資効果の早期発現が期待できる点であります。個人住宅に設置する浄化槽のスペースは乗用車1台分とコンパクトで、地中に埋めるため目立ちません。また、工事もおおむね1週間程度で設置できるため、効果の早い発現が期待できます。

このような合併処理浄化槽は優れた特徴がありますが、今後、行政として設置、推進をどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

合併処理浄化槽の推進についてのお尋ねでございます。

合併処理浄化槽の利点について御紹介いただきましたけれども、この機能というのは向上をしてくれておまして、下水道の処理能力、これと差はないという状況に現在あるところまで性能が上がってきております。

公共用水域の水質保全、それと生活環境の向上のため、下水道で整備したほうが有利な点、逆に合併処理浄化槽による整備のほうが有利な点、これのすみ分けによりまして、今後、下水道の整備、それと合併浄化槽の設置推進を図っていったら、生活環境の保全に努めたいというふうに考えておるところであります。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

合併処理浄化槽の設置拡大を図っていただきたい3番目の特徴として、地震など災害への対応力があるという点が挙げられると思います。

個別処理のため長い管渠が不要で、早期復旧が可能であり、地震などへの災害対応力があるという特徴があります。東日本大震災の調査で、これは震度6弱以上、または津波被害地域の1,099基を対象とした数値でございますが、全損は3.8%、異常なしが55.8%だったそうです。

そして、4番目の特徴として、水環境への変化が小さいことです。

整備前後において、各戸から排出されるという形態に変化がなく、排水の水質が向上する以外に変化がありません。河川の安定的な流量維持にも寄与します。最近、多発する地震などの自然災害、有明海や河川などの保全を考えると、鹿島は自然に恵まれ、その思いは他の市町より強いはずで、設置コストが安く、処理性能にも優れている合併処理浄化槽を選択する必要性を強く感じます。

本年2月7日に浄化槽トップセミナー佐賀の講演会がありました。副市長もそこに参加をされておりましたが、副市長の考えをお尋ねいたします。

#### ○議長（角田一美君）

藤田副市長。

#### ○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、ちょうど今年2月7日に先ほどおっしゃいましたように、環境省主催の浄化槽トップセミナーというものが佐賀市でありました。私も参加をさせていただきまして、その中のお話で、先ほど来、杉原議員おっしゃっておりますように、合併処理浄化槽のいいところという部分では、かなり突っ込んだ説明もあったということでございます。

先ほどおっしゃったように、コンパクトで短期間での整備ができると。それから、地震への災害対応力が物すごくあるというようなことの特徴があるとされておりました。

もちろん、災害には地震ばかりではなくて、風水害など様々な災害、それから、それに伴います停電なども考えられます。

そういうところからいきますと、公共下水道にもそういう災害対応力は地震以外についてはかなりあるのかなと認識をしているところでございます。

それから、先ほど建設コストと維持管理費につきましても、先ほど課長が述べましたとおり、公共下水道、合併処理浄化槽、それぞれ一長一短があると思われるところでございます。

これまでをちょっと振り返ってみますと、鹿島市は水害常襲地帯への脱却を図るために雨水対策にかなりの重点的な投資をしてきたということでございます。

そういう中で、雨水対策のポンプ場を造るために、補助率の高い公共下水道事業を選択して、そのためにまず雨水対策から入っていったという面もあります。そういう中で、雨水対策事業との併用によって、下水道の管渠整備が長期化してきているのではないかなという感じは持っておるところでございます。

そういうような中で、さっきから課長が答弁いたしましたように、公共下水道事業整備計

画、汚水地区の見直しを行って縮小を行ったということでございます。

今後は、このいいところ、公共下水道で整備するところはしっかり整備して、それから合併処理浄化槽処理区域を今後、すみ分けをいたしましたので、今度の公共下水道事業の推進と合わせまして、合併処理浄化槽の設置推進にも力を入れていくべき、そして、鹿島市全体の処理率を上げていく、それが重要であろうと今思っているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

ありがとうございます。

今までの公共下水道事業等の状況というのは、雨水対策との絡みということは分かりました。

実は、今から5年ほど前に、平成27年5月29日に肥前鹿島干潟がラムサール条約湿地に登録をされました。鹿島市の自然環境、森、里、川、海を流れる水などを保全していくことが湿地、干潟を守ることにつながることから、鹿島市全体で自然環境の保全に取り組んでいきますとの理念があります。

公共下水道、それから合併処理浄化槽、それぞれの選択をしっかりとやっていくというのは非常に重要なことではあると思いますが、時間の関係で詳細には触れませんが、垂れ流しをして目の前から消してしまう単純な思想から、浄化した水をできるだけ有効に使い回して自然に返す、循環の思想が強調されるべきであると思います。特に鹿島は、有明海、自然に恵まれた土地であります。そういった思想、理念というのをやはり強く持っていく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、これからの選択のときに、そういったことも十分踏まえながら検討していただきたいというふうに思っております。

続いて、浄化槽設置補助金制度についてお尋ねいたします。

〔映像モニターにより質問〕

後で表が映ると思いますが、浄化槽の設置、整備に当たっては、国と市町の補助金制度があります。こちらのほうにありますように、5人槽、6から7人槽、8から10人槽ということで、それぞれ鹿島、それから近隣市町の太良町、白石町、それから嬉野市の比較をしております。

見やすいように5人槽について拡大して、映像に映し出しをしましたが、まず、近隣の嬉野市、それから武雄市においては、市営浄化槽ということで、市が個人敷地に合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行うものです。市が浄化槽の設置を行うため、設置費用の一部を分担金として設置者個人が負担するようになります。それが、この嬉野市の欄の分担金120千円と書いてある部分です。家屋や設置の状況によっては分担金の120千円以上費用がかかる

と思いますが、個人で負担する金額としては少ないのではないかなという気がしております。

そして、鹿島市と太良町、白石町の補助金について見ていきたいと思います。

国庫補助対象分は332千円で、これは全て同じであります。一律になります。問題は、市町単独分の補助額であります。鹿島市が112千円、それに対して太良町が150千円、白石町が268千円ということで、白石町と鹿島市の個人負担の差が、補助の差は倍以上の開きがあります。仮に浄化槽の設置費用が1,000千円かかったとしますと、国庫補助、市町単独分の補助を含めて、白石町の場合は個人負担が4割の400千円で済むのに対して、鹿島市は556千円かかるというふうになります。

この点から、補助金額を増やしていただきたいという思いがありますが、まだ整備をされていない地区、家が密集していない地域、それから山間部、今後の汚水処理行政はこの浄化槽のほうにシフトを切っていったほうが得策だと思います。浄化槽の補助金を増やしてでも浄化槽の設置にシフトを切っていただきたいと思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

合併浄化槽に関する設置補助についてのお尋ねであります。

本市の下水道というものは、先ほども副市長のほうから紹介がありましたけれども、汚水事業において公衆衛生と公共用水域の水質保全、それと雨水事業、これにおきましては内水排除ということで、基本的な役割を果たしてまいっております。

こういふことで、日常生活に必要不可欠なものということで、社会に大きく、地域に大きく貢献してきたというふうに自負をしておるところであります。

今後も市民の皆様信頼できる安全で安心なまちづくりということで、事業の安定的な経営に努めたいというふうに考えております。

また、合併浄化槽に関しましては、これまで先ほど御紹介がありました国、県、市の3者によりまして、工事費用の4割を補助してきているというような状況でございます。

御指摘のように、市町によって補助制度に違いがあるということも承知しておりますけれども、この件につきましては当然、財源を伴うということになりますので、本市といたしましては、今後、慎重に検討したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この浄化槽設置の補助金額については、補助金アップをぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

令和2年度、今年度の浄化槽予算編成に向け、公明党の浄化槽整備推進議員懇話会は昨年12月3日に、自民党浄化槽整備推進議員連盟は同4日に、財務省主計局と環境省の小泉進次郎環境大臣に申入れを行い、決議書を手渡しいたしました。

〔映像モニターにより質問〕

こちらの映像は、同行した上田全浄連会長とともに、公明党の斎藤鉄夫幹事長をはじめ、公明党国会議員が6名で決議書を手渡しているところの映像でございます。

次に、こちらのほうは、自民党の鈴木県連会長と議連メンバーで小泉環境大臣に決議書を手渡されているところの映像であります。

小泉環境大臣は、浄化槽法の改正も踏まえて対応してまいりたいとの意欲を強く見せておられます。日本の水環境、そして経済をよりよいものとしていくためのもので、単独槽の合併転換、台帳整備の義務化、浄化槽設置推進区域の指定、新しく公共浄化槽を位置づけるなど、浄化槽の整備を強力に進める改正がなされています。そして、この実現には予算も重要であり、要望をさせていただくとのことでありました。

このように、国としても浄化槽の整備、普及促進を強く進めている状況です。

下水道事業で市の財政が圧迫をしないよう、我が地域、鹿島市で下水道と浄化槽の毎年毎年の財政負担と効率の違いを踏まえ、その選択がきちんとなされているのか、しっかり検証をしながら、今後の汚水処理行政をお願いし、合併処理浄化槽の設置推進についての質問を終わります。

続きまして、2項目めの鹿島総合庁舎跡地の有効活用について、一問一答で質問をさせていただきます。

〔映像モニターにより質問〕

こちらにもうすぐ映る映像ですが、こちらのほうは、勤労福祉センターのほうから西牟田方面へ下る途中、左側を撮影した映像です。

次に、こちらの映像は、県道西牟田の側から撮影した映像になります。

この跡地は、県の所有ということですが、鹿島でこれだけ大きな土地をそのままにしておくのは非常にもったいない、そういう声が市民の方からもたくさん寄せられております。

鹿島市としては、どのようなアプローチを佐賀県側にしているのか、そして、佐賀県としての考えはどうか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

県有地でございますこの土地の活用につきましては、本市から県への働きかけは現在いた

しておりません。所有者でございます佐賀県としての活用の検討の優先順位といたしましては、次の3つの段階で検討をしていくとされております。

まず、県の活用、そして、鹿島市での活用について、県の活用がなければ再度、市のほうに紹介をするということです。そして、県や市の活用等がなければ、民間への売却、以上、このようなステップを踏んでいくとの回答を得ているところであります。

佐賀県におきまして、現在の状況でございますが、県庁内で活用ができないかどうかの検討を今いたしているということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

鹿島市発展のために、跡地の有効活用を幾つか提案していきたいと思っております。

まず最初に、鹿島市内は宿泊施設が少ないという問題があります。現在はコロナの影響もあり、観光客は減少しておりますが、昨年までは祐徳神社と門前商店街、酒蔵見学、肥前鹿島干潟交流館等をはじめ、外国人観光客、インバウンドや、全国各地から観光客が年々増え続けています。コロナが収束し、再び多くの観光客が鹿島に来られることを期待しているところであります。

それと併せて、市内での滞在時間を延ばしていただき、市内の飲食店や土産品店をはじめ、消費を喚起していくことがまちの活性化、発展につながっていくと思っております。そのためには新たな宿泊施設の誘致に取り組んでいく必要があると思っております。

例えば、1泊2食付きで4,800円程度のホテルA Zのような、低料金で気軽に宿泊できるようなところがあればと思います。

〔映像モニターにより質問〕

こちらの映像は、佐賀小城店、ちょうど佐賀方面に向かっていきますと、牛津町の国道沿い左手のほうにあります。ジョイフルと隣接したところでございますが、皆さんも見かけられたことがあると思っております。

それから、こちらのほうは長崎の波佐見にあるA Zホテルです。ちょうど波佐見町のほうから有田町のほうに抜ける途中になります。西九州道のインター近くにあるホテルになります。そのほかにも、佐賀県内で伊万里市、鳥栖市、吉野ヶ里町があります。

今お見せした小城店、波佐見店、この周りは鹿島市より人口も少ない田舎に建っております。もちろん、ホテルの誘致とかということは当然相手があることですから、そう簡単にはいかないと思っておりますが、宿泊施設の問題はしっかり検討していくべきであると思っております。いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

都市計画の担当の立場ということでお答えさせていただきます。

宿泊施設につきましては、鹿島市の観光にとって以前から課題でもあり、必要だと思っておりますが、鹿島総合庁舎跡地につきましては、都市計画法上の規制が設けられておりまして、建てられる建築物は制限がかけられております。鹿島総合庁舎跡地の都市計画の用途区域は第1種低層住居専用地域であり、低層住宅の良好な環境保護のための区域と位置づけられています。建物の建築面積が敷地面積に占める割合である建蔽率が50%、また、建物の延べ床面積が敷地面積に占める割合の容積率は80%、また、敷地境界から建物の外壁面まで距離の外壁の後退距離を1メートル、そして、建物の高さの制限は10メートル以下という規制があり、用途区域の中では厳しい区域でありまして、建てられる建築物が限られております。

建築可能な建物は住宅、寄宿舍、共同住宅、幼稚園や学校、図書館、診療所、老人福祉センターなどが挙げられます。

このようなことから、鹿島総合庁舎跡地へ宿泊施設を建てることはできませんが、宿泊施設につきましては用途区域では第1種と第2種の住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域に立地可能でございますので、この地域に誘導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

都市計画法上の規制、用途区域の問題については分かりました。

これだけ広い跡地です。まちの発展、そして市民生活向上のために、皆さんに喜ばれるような活用を考える必要があると思います。

例えば、少子高齢化のこの時代、高齢者を中心にレクリエーションや娯楽などのセカンドライフの空間、健康づくりのためのフィットネス等もあり、気軽に集える場所で、他者とのコミュニケーション、また、脳を活性化したり、身体機能を向上させたりできて、健康寿命を延ばせるような広い場所があってもいいと思います。

定年退職後に引き籠もりがちである人や、毎日、家で退屈をしている人、介護は必要でなく、ふだんはグラウンドゴルフやカラオケ、買物等に行っている高齢者が気軽に楽しめるような空間、場所として、跡地の活用をいろんな観点から考えていければと思っております。

都市計画法上の規制が設けられているという答弁でございましたが、建築上の制限があるとのことで、この用途区域の変更についての市の考えはないですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。



**○都市建設課長（山浦康則君）**

用途区域の変更ということですが、国土交通省の都市計画運用指針では、単なる局地的、相隣的な土地利用の調整の観点にとどまらず、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から、あるべき市街地の将来像に合った内容にすべきということで記載されております。

まずは、市の都市計画に関する基本的な方針でございます国土利用計画や市総合計画、都市計画マスタープランなどを見直しにより、土地利用の位置づけを明確にして、用途区域の見直しということになります。

鹿島市においては、用途区域指定後に合併等の大きな都市計画の変更の生じるような事情がなかったために、大きな見直しを行ってきておりません。

しかし、昨今、立地適正化計画の策定や、また今後、都市計画道路の見直し、有明沿岸道路の延伸、国道498号の整備など、鹿島市の都市計画を取り巻く事情が変わってくる時期に来ていると思います。これを機に、タイミングを見ながら既存の不適合建築物なども含め、現状の整理を行い、今後の都市計画の用途の見直しにつなげていきたいと思っております。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

分かりました。ありがとうございます。

また、全国各地に伝統的な文化や技術が隠れていますが、それらを将来に残すための連携の場となっているのが、現代版の楽市楽座とも言われています。

鹿島も多くの伝統的文化、伝承芸能、ものづくりの歴史があります。それらを生かし、若者をはじめ、後世に伝えられるような場所、空間として活用する方法もあります。

その中で、市内外の小、中、高校生や若者に向けた企業ブースなどを設け、市内の企業の魅力をアプローチするようなスペースもあっていいと思います。

近隣市町や杵藤地区、佐賀県内からも集客できるような施設など、自由な発想で佐賀県と鹿島市がタイアップして、鹿島総合庁舎跡地活用プロジェクトなるものを立ち上げ、検討していったはどうでしょうか。県のほうに鹿島市から積極的に働きかけをしていただきたいと思います。と思いますが、いかがですか。

**○議長（角田一美君）**

江島商工観光課長。

**○商工観光課長（江島裕臣君）**

まず私のほうからは、議員が冒頭御提案されました現代版の楽市楽座の考え方も含めて答弁させていただきます。

この考え方でございますけれども、地域の伝統的な文化や技術などを、地域や組織の壁を

取り払い、連携して新たな可能性を探り、ビジネスにつなげるものだと考えております。商品のブランディングでありますとか、地域ブランディングなどを行う際にこのような手法が用いられておりました、先進的な取組の一つであろうかというふうには理解をしております。

一方で、このような取組を行うための新たな公的施設の整備となりますと、優先度合いとしては低くなるかと思われております。地域の伝統的文化や伝承芸能を後世へ継承する施設としましては、現在、建設が進められております新市民会館に集約されます民俗資料館の展示テーマの一つに加えることも検討されております。

また、市内の小・中・高校生に向けた企業紹介につきましては、一昨年からは市内高校生向けの企業説明会、また小・中学生とその保護者に向けては、企業巡りツアーの開催など、いずれも参加者からは好評を得る企画によりまして実施しているところでございます。

このような取組によりまして、議員御指摘の部分はある程度カバーできているのかなと判断しておるところでございます。

したがって、総合庁舎跡地の周辺環境、買物の利便性の高さとか、それらを勘案した場合には、公的施設を整備するより、本来、用途、第1種低層住宅地域の範囲内での利活用を検討することが望ましいのではないかと担当課のほうでは考えております。

**○議長（角田一美君）**

田崎企画財政課長。

**○企画財政課長（田崎 靖君）**

私からは、跡地活用プロジェクトの立ち上げについてということでお答えをいたしたいと思っております。

先ほど来お答えをしておりますように、現在、跡地については佐賀県の所有地ということであり、佐賀県も活用方法を模索、検討しておられるということでお聞きをしているところでございます。

先ほど申しましたように、県の紹介という形の内容によれば、市が公認をし、公的施設として活用することがまずは前提ということでの紹介になっております。現段階では具体的にこの条件に合致する活用案はない状況でございます。

活用の検討のためのプロジェクトを立ち上げてという御提案でございますけれども、庁内で利活用の案が出てきたときに検討の俎上に乗せるものではないかと考えているところでございます。また、購入となれば、多額の財政負担が伴うことも予想され、十分な議論が必要ではないかと考えるところでございます。

先ほど来御説明をいたしておりますけれども、種々条件がございます。今後、条件等の変更になり、市として利活用の案が出てくれば、その時点での検討になるのではないかというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今それぞれ企画財政課、都市建設課、そして商工観光課より答弁をいただきましたが、最後にこの跡地の活用について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。市長いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

跡地は2つプラスの面があると思うんですよ。1つは市街地に近いということですね。それから、まとまった土地が、大体あれは1ヘクタールぐらいあるはずですから、あれだけまとまって固まりとして存在するというのは、非常に有利だと思っています。

片方、今度は、建築制限がかかっているのは先ほど御説明をしたとおりですよ。私の就任以来、その跡地のことは別としまして気にかかっていることをおっしゃったんですが、宿泊施設、これがテーマだったんですよ。ところが、幾つかの関係者の方、運営しておられる方に当たってみました。端的に言うと、色よい返事はないんですよ。なぜだろうか。宿泊施設をやるには、相当その施設に魅力があって吸引力がないといけないだろうと。そうした場合に、ちょうど隣の太良町にはそれなりのスポットがある、嬉野市もお持ちだと。うちは観光のツールはあるけれども、泊まってということになるとなかなか難しい。現に、元ありましたホテルはなくなっているというようなこともあると思います。現在もまだ折を見てといいますか、チャンスを考えながらアプローチしておりますが、いわゆる大きなホテル型なのは、正直言って難航するというか、いい返事はもらえません。

したがって、現在使えるものとして、これまでであった宿泊施設の内装を変えたりして、浜に2つのゲストハウスを造った。これで本当に鹿島のまちに魅力があればお泊まりになるはずだと我々は思っておりました。コロナの影響があったのか、まだ宣伝が行き届かなかったのか、ちょっと理由は判然としませんが、押すな押すなの大盛況というにはちょっと遠いかなという感じがしております。

だから、これから2つですよ。1つは、コロナ後にどういうふうな形で魅力をプラスしていくかということ、それからもう一つは、宿泊施設には人気があるところは全てプラスアルファの何かをお持ちなんですよ。料理が特別なものがあるとか、特別の景観があるとか、そういうものを頭に置きながら、これは創意と工夫で乗り切っていくかといけないと思っております。

これは、コロナの収束が見えておりませんが、スタートの課題として大きなもの一つだという認識をしております。現在のところ、具体的に構想があるというホテルの関係

者の方との接触に成功してはおりません。これが正直なところでございます。

おっしゃったように、あそこにもある、ここにもあるというお話がありました。その方も、接触をされたといえますか、介して一つなんです、返事はあまりよくありませんでした。むしろお話があったのは、どちらかというと全てビジネスホテル型なんですよね。鹿島はそのスタイルじゃなくて、やっぱり滞在型を少し目指したほうがいいのかなど、そういう思いに至っているというのが事実でございます。

御承知のように秋からは観光列車も入ってまいりますし、いろんな材料も提供できるという体制はほかのものがありますから、何を売りにしていくかということが課題ではないかと思っております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

市長ありがとうございます。

いずれにしても、コロナ後を見据えて、この宿泊施設の問題はまた改めて質問する場を取っていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、今回のコロナの問題ではいろいろと考えさせられました。今後は、鹿島市のように人口が密集していない地方や田園、そういったところにこれまで以上に人々の関心が向いて、訪れる人も増えてくるのではないかと期待をしているところであります。

この総合庁舎跡地は、病院、それから商業施設、金融機関などが集中し、便利がよくて非常に場所も広いところであります。ぜひ鹿島市の発展と市民生活の向上のために有効に活用されるように、前向きに県との交渉もしていただきながら、跡地活用されることを強く希望しております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後3時20分から再開します。

午後3時7分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。5番議員、樋口作二でございます。

初めに、このたびの新型コロナウイルスへの感染で亡くなられた方々に心からお悔やみ申

し上げます。また、多かれ少なかれ全国民が影響を受けたわけですが、とりわけ感染拡大を防ぐため、並々ならぬ尽力をされた医療関係者の方々に深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスはまだ世界各地で猛威を振るっております。原因は不明確ですが、アジア諸国では感染者、死亡者ともに少なく、日本の感染状況もかなり落ち着きを取り戻していると思います。県内におきましても、知事をリーダーとする的確な感染症対策で感染拡大を最小限に阻止し、5月5日以来、一人の感染者も出ておらず、このまま県外から入り込まない限り、県内には新型コロナウイルスは存在しないと言えるまでになったのではないかと思います。鹿島市でも国や県の感染対策に準拠して行動を起こされ、市民の方々の粘り強い自粛行動により、一人の感染者も出ないまま、特に食料不足など大きな生活難に見舞われることもなく、本日を迎えることができました。

しかし、この間、大きなイベントは全て中止を余儀なくされ、商業、観光業などのサービス産業だけではなく、農産物販売にも影響が広がり、経済活動に大きな影響が出ました。また、市内の会合も小さな会合も併せて自粛を求められ、鹿島の地域社会を形づくる様々な団体の総会も顔を合わせることなく、書面での決裁という形に変わりました。この状態が長く続けば、人と人とのつながりが薄くなり、高く評価されている鹿島市の市民力の低下にもつながるのではないかと心配をしております。

また、東日本大震災の原発事故でも感じましたが、新型コロナウイルスではより強く現代文明の在り方が問われていると思います。感染を世界中に広げたグローバリズムという考え、いまだに感染者がなくなる大都市への人口集中などが指摘されていると思います。

そこで、通告に従い一般質問をいたします。

まず、市民の暮らしについてですが、市当局としては感染を防ぐことが最優先だと思いますが、鹿島市の活性化には、まず市の公共施設等での感染防止対策の緩和などで市民の恐怖心を少なくする工夫も必要ではないかと思えます。

そこで、市の感染防止対策の緩和や解除の時期等はどうか考えておられるのか、その判断の根拠についてお尋ねをいたします。

次に、幸い鹿島市では感染者ゼロが続き、市民の感情は落ち着きの中にあると思いますが、全国で拡大傾向の時期には不確実な情報、デマが飛び交った時期もありました。感染症は昔から差別と偏見を拡大し、人権侵害をもたらしてきました。今回の感染症についても、医療関係者や運送業者への差別や中傷が問題視されていますが、市としてはどのような対策をお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、学校教育は前年度末と本年度初めの2回の臨時休業があり、感染症対策を行いながらの教育効果を高めるという困難な状況の中で日々の活動が展開されていると思いますが、どのような学校の状況なのか、新しい課題はないのか、お尋ねをいたします。

また、併せて授業時数の確保や教育課程を実施する上でどのような課題があるのかもお尋

ねをいたします。

このたびの感染症問題では、人口の都市集中が果たして人間の暮らしに適しているのかという、社会を形づくる根源的な問いも投げかけているのではないかと思います。午前中の福井議員への答弁でもありましたが、ぜひコロナ禍を地方に優位をもたらすと捉え、地方暮らしのメリットをアピールし、鹿島市の活性化につながるように期待をしています。この点につきましては、福井議員へのお答えとダブりますので、お答えは要りません。

最後に、都会で自粛する生活をする中で、食べ物がない状況にある方が現れていたことに大変心が痛みました。御承知のとおり、日本はカロリーベース食料自給率、2018年度ですが、37%ほどであり、生産額ベースでも66%ほどと言われており、いずれにしても輸入が止まったら大変な状況が予想されます。そうした中、市民の食を満たすためにはどうするのか。非常時も安心な状況をつくり出すための施策も考えていかなければならないのではないかと思います。当局はどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

以上で総括質問を終わります。答弁をいただいた後、一問一答でよろしくお願いします。

**○議長（角田一美君）**

執行部の答弁を求めます。広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

私のほうからは、大きな1番、新型コロナウイルス感染症と市民の暮らしについての1、新型コロナウイルス感染防止対策の解除について、2、うつる病気への偏見の克服についてお答えいたします。

まず、1番目の新型コロナウイルス感染防止対策の解除についてお答えいたします。

鹿島市における新型コロナウイルス感染症予防対策は、国、県が示す時々の方針に基づき市としての対応方針を決定し、各種の予防対策を行っております。感染症につきましては、市内での感染がない状況であっても、他の市町や全国各地から飛び火し、一瞬のうちに市内で拡散する可能性もございます。新型コロナウイルス感染症は他の感染症と違い、これに特化した治療薬や予防ワクチンのないことが大きな問題でございます。したがって、国及び県の感染予防対策が継続する期間は、市といたしましても感染予防対策を継続しなければならないものと考えております。

また、国は感染予防・防止と社会経済活動推移の両立を図っていくために、新しい生活様式の実践を推奨しております。基本的には手洗い、せきエチケット、小まめな換気と健康管理、3密を避けることとし、外出時にはマスクを着用し、買物はキャッシュレス決済。通勤はテレワーク、時差出勤、自転車通勤の工夫。銀行、郵便局利用は混んでいる時間帯を避ける。ジョギングは少人数で、擦れ違うときは距離を取る。会食、飲み会は献杯、返杯をやめる。公園で遊ぶ場合は空いた時間や場所を選ぶ。家に帰ったら、まず手や顔などを洗い、感染予防対策を実践するよう指導しております。新型コロナ感染症の収束が見通せない中、新

しい生活様式を習慣化し、自らの生活に取り込むことが少しでも元の暮らしに戻るための方策ではないかというふうに考えております。

なお、感染予防対策は感染防止にとどまらず、生命尊重を第一に考えた対応であることを御理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、2つ目のうつる病気への偏見克服についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で市民生活にも様々な影響が出ています。風評被害もその一つでございます。市内でも根拠のない誤ったうわさや情報が飛び交い、会社や個人が被害を受ける事態が発生しております。

まず、県からの新型コロナウイルス感染に関する情報提供でございますが、市町に対しましては当該市町に住所を有する者の感染が確認された旨の情報が入りますが、個人を特定する情報は入りません。市においても個人の特定を行いません。また、市が行う新型コロナウイルス感染症に関する広報は県からの情報に基づき行っております。こういった対応は情報の一本化を図ることで誤った情報の拡散を防ぐためでございます。誤った情報に惑わされ、人権侵害につながることはないよう、正しい情報の発信により人権に配慮した適切な行動をお願いするためでございます。このため、ホームページや市報、防災無線を通じて人権への配慮や風評被害防止のお願いを行っております。

感染症は他人事ではなく、自分への感染の可能性があることを自覚し、感染した方や治療に当たった医療機関関係者やその御家族、感染の拡大している地域から帰省された方、外国人などに対して不当な人権侵害が行われないう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の治療薬、予防薬やワクチンの開発も、偏見克服につながる材料ではないかというふうに考えております。市報、ホームページでも人権侵害に配慮した広報を今後も行っていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

**○議長（角田一美君）**

中村教育長。

**○教育長（中村和彦君）**

学校教育の状況についてお答えをいたします。

1番目は新しい学校生活と課題についてということでございますけれども、5月22日に文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルとして、学校の新しい生活様式が通知されました。基本的な感染症対策の3つのポイントです。1つ目は感染源を絶つこと、2つ目は感染経路を絶つこと、3つ目は抵抗力を高めることです。この3つのポイントに沿った対策の内容が示されておりますので、各学校ではこれに応じた取組や対策を行っております。

1点目の感染源を絶つことですが、1つ目は風邪などの症状がある場合、発熱です

ね、そういう場合には登校をしないことの徹底。2つ目は登校時の健康状態の把握、検温などですね。これらをお願いしております。

2点目の感染経路を絶つことについては、1つ目は手洗いの徹底。2つ目はマスクの着用ですけれども、せきエチケット。3つ目は消毒をするということです。感染経路を絶つために、この3つを徹底しております。

大きな3番目の抵抗力を高めることにつきましては、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう指導とお願いをしているところでございます。

課題につきましてですが、これから大変暑くなってまいります。今日も議員の皆様、マスクを着用されて、この議場でも大変暑い思いをされていると思います。現在、学校でもマスクの着用を義務づけておりますので、授業中もほとんどマスクをつけている。しかし、体育については感染予防対策をしながらマスクを着用しない。あるいはこれからは、先ほどあったマニュアルの中にもありますように、熱中症になるようなおそれがある場合は、適度な距離と対策を取って、教室、あるいは登下校の場合はマスクを着用しないことを認めるというようなことで今指導をしております。

また、昨年度から空調を各普通教室に設備していただきましたので、空調をつけておりますけれども、対角線の2方向は換気のために開けるというような指導をしているところでございます。特にやっぱり暑さの中でどう感染症対策をしていくかということが一番の課題になっております。

質問の2番目でございます。授業時間の確保についてですが、4月の臨時市議会でもお答えしましたけれども、3月分の臨時休業の補充が大体10時間から25時間程度必要ということをお申しました。4月当初の約2週間、これは小・中学校で大分期間は違いますが、2週間で終えたところでございます。3月分も含めまして今回の臨時休業で実施できなかった授業日の補充の対応は、1つ目として5月から7月の土曜開校、午前中2回、これは各学校で設定しております。2つ目は7月21日から31日、平日7日間、30日までは給食対応でやっていきます。3つ目は8月24日から31日、平日6日間、給食対応。従来から中学校は8月25日から、小学校は8月の残り3日間、27日からは登校にしておりましたので、若干早まったということになっております。4点目は9月から12月の土曜開校日、午前中2回、または終日1回、これも各学校で設定をすることとしております。5点目として学校行事の内容精選等、例えば、運動会等の事前練習、いろんな行事の練習の短縮、朝の時間の活用で授業時間を生み出すこととしております。これが現状ですので、今後、臨時休業をまた新たにしなければならぬということがあったら対応が必要だと考えております。

3点目、教育課程実施の課題についてということでございます。

国の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルで、特に感染症の対策で注意が必要な学習活動として、例えば、理科において至近距離で実験や観察をする



とか、あるいは音楽での合唱、リコーダー、鍵盤ハーモニカの演奏等々、いろいろありますけれども、佐賀県におきましてはレベル3のうち一番軽いレベル1でございます。レベル1の地域におきましては、先ほど挙げたような感染リスクの高いものについても十分な対策を行って実施してよいということになっておりますので、各学校では徐々に、例えば、先ほど申しましたような音楽の歌唱ですとか、リコーダーとか、短い時間で実施をしているところでございます。

なお、水泳につきましては、5月15日の時点でなかなか厳しいということで一旦中止をしまして、その後、5月末にスポーツ庁、あるいは文科省から一緒に出ましたけれども、水泳自体は安全であるけれども、指導、あるいは使ったビート板等の消毒とか、いつもの教室の活動以上に非常に密になるということを勘案しまして、学校の負担等々鑑みまして、やはり安全対策上、本年度は実施しないということで、今月初めに再度、再検討した結果を学校や保護者に通知しているところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

それでは、農林水産課のほうからは食料自給率の向上に向けての項目でございます。

食料危機が心配される背景といたしましては、コロナの感染拡大で供給が減り、国内の価格上昇を懸念して食料輸出を規制する国が出てきたということで、世界的にはそういった国も現れております。しかし、G20では不当な輸出規制を行わないことが合意されておりますし、また国内は現在では穀物在庫の不足はないと言われているところでもございます。

そこで、先ほど議員のほうからありましたとおり、現在の日本の食料自給率、これは2018年で計算されたカロリーベースは37%でございますが、鹿島市の場合は自給率が私ども農林水産課で試算をしたところ、カロリーベースで96%ということで比較的高いということが言えると思います。しかし、一般的に食料の安定供給を行うためには様々な施策が必要であることには変わりありません。

そこで私どもでは、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持保全を目指す経営所得安定対策事業、これには畑作物の直接支払交付金や米麦作物の収入減少影響緩和交付金、要するにゲタ対策とナラシ対策の事業を実施いたしております。

次に、米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援する水田活用の直接支払交付金がございます。

次に、地産地消の推進といたしまして、現在、私どものほうで鹿島の味体験事業ということで、市内の小・中学生向けにトマト、ミニトマト、ミカン、イチゴなど、ブランド農産物を食してもらって鹿島の味体験事業を実施いたしております。

また、農業の担い手育成、確保が必要です。これに伴って、鹿島市独自の農林漁業者応援プロジェクト事業、あるいはトレーニングファームの研修生の支援事業、こういった様々な担い手育成の事業も展開をいたしているところでございます。

また、農地に着目して言えば、農地の面的集積や集約化及び耕作放棄地の解消、基盤整備の推進など、効率的な農地利用の推進も必要でございます。

さらに、さが園芸生産888億円推進事業の展開など、野菜の生産拡大を現在も取り組んでいるところでございます。

最後に、国連が採択をしておりますSDGs、持続可能な開発目標の一つであるつくる責任、使う責任の取組として、食べ残しや食料廃棄の抑制に努めるといったことも必要ではないかと考えております。こういった事業を今後も継続していくことが食料の安定供給につながっていくと考えるところでございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

御答弁ありがとうございました。それでは、最初の新型コロナウイルスと市民の暮らしについて一問一答でよろしくお願ひいたします。

市として当然、生命尊重という大きな目標の中、そして新しい生活様式で暮らすんだというふうなことを示していただきました。当然、保険健康課としてはそういうふうになるというふうには思っておりましたけれども、私が心配するのは、先ほどもちょっと述べましたけれども、いろんな会合が全部ストップするという中で、市から対策を解除しますよ、緩和しますよというのはなかなか言いにくいのかなというふうなこともあるというふうには思いましたが、あえて質問したところでしたけれども、やはり私の感じているところ、既に8月までは全ていろんなことが止まっているというふうな状況です。そうなると、新しい生活様式となると、9月になっても、10月になっても、ずっと一緒なのかなというふうなことで非常に危惧しているところなんですけれども、例えば、マスクについても、鹿島市では一人も出ていないというのと佐賀県では5月の初めから誰もいないということから、まず県外に出ていない人は少なくともウイルスを持っておられないと判断していいのかなと。そしたら、2週間鹿島市から出ていない人はマスクをする必要はないのではじゃないですけど、何かそのような緩和というふうなことを考えておられないかとかですね。

マスクについて申しますと、先ほど教育長の答弁にもありましたけど、高校生なんかは自転車でマスクして行っておられるのを見ると、非常に何かかわいそうだなというふうなとこ

るもあって、外出時にマスクをしないというのは都会の話ではないのかなと思うんです。地域では外出したほうがかえって人と会わないというか、何かの場面では密閉した空間が駄目だから空気を入れなさいと言って、外出するときはマスクをしないというのはどうも矛盾しているのではないかなというふうに思ったりしますが、その辺の緩和とか、マスクに関して何か御意見等がございましたらよろしく申し上げます。

**○議長（角田一美君）**

広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

マスクの着用についてどういうふうを考えるかという御質問であると思います。

マスクの着用につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、市内での感染がない状況であっても、他の市町や全国各地から飛び火し、一瞬のうちに市内で拡散の可能性もございますので、できるだけマスクの着用をお願いしたいと考えております。

また、現行の鹿島市の感染防止対策方針において、これまで取り組んできた感染防止意識に緩みがないよう慎重に行動していただくようお願いするというふうなことも入れております。外出の際はできるだけマスクを着用していただき、3密を避けていただくようお願いしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

地域においてそれぞれ若干違う状況もあるのではないかなと思いますし、6月11日付の感染症対策にも熱中症予防のポイントとして適宜マスクを外す、人との距離を2メートル以上取った上でというふうな注意書きもいただいておりますので、やはり自分が感染させないと確実に判断できる場合とか、あるいは人と大きく離れているという場合とか、私はそういった場合は自分で判断されて外した上で、ある意味、やっぱりマスクというのは非常に肺、特に心臓とか悪い方は大変なのかなというふうなこともありますので、適宜、個人において私は判断をされて、もちろん当然、市の方針は行いながらも個人で判断をするというようなことも必要かなというふうに思うところでございます。

あと1点、私はもちろん感染を防ぐというのが一番大切なんですけれども、その中でも少しでも市民の活動を活性化させたいという意味で発言しております。

そこで、感染症対策にありますイベントのことについてですけれども、室外は200人規模、室内であれば100人以下、不特定多数が参加するイベントについてというふうなことがございましたけれども、このところの判断が非常に分からなくて、関係者、特に大会等を主催する人たちはどういった方法で開催したほうがいいのかというのを迷っている状況があります。

その不特定多数という意味と、例えば、体育館等で100人という意味はどのように解釈すればよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

イベント、屋内、屋外での基準についての御質問だと思います。

まず、県内を対象としたイベント、このことにつきましては参加者が特定できるイベントというふうに決めております。

まず、参加者が特定できるイベントということはどういうことかといいますと、参加者の連絡先等が把握できて、感染が発生した場合とかにはすぐその調査が行える状況を保ちたいということで、県内を対象としたイベントについては参加者が特定できるイベントというふうにしております。

それと今、議員おっしゃった室内の取扱いですね。これはちょっと体育館のようなものとか、ホールとかいうふうな捉え方だと思いますけれども、この場合は隔席利用、席は1つずつ空けて利用していただく。それと、収容定員については半分以下の参加人数で行うこととしております。このことにつきましては、やはりそのホールの定員が100名というふうなことでありましたら、50名での集会、イベント等を行っていただきたいというふうに考えております。

それと、不特定多数を対象としたイベント、このことにつきましては参加者の特定ができないようなイベントというふうなことになります。鹿島市の中では酒蔵ツーリズムとか、ガタリンピックとか、そういうふうなものが対象になってくると思います。不特定多数を対象とするイベントにつきましては、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にすることとしております。

それと、先ほど議員、マスクのことで、夏はマスクを外すタイミングもあっていいのではないかというふうな御質問がっておりますけれども、6月11日に最新の鹿島市新型コロナウイルス感染防止対策指針のほうを出しております、その中で夏に向けての3密対策というふうなことも掲げておりますけれども、やはり暑いですので、適宜マスクを外すことも自分の考えの中で行えるということで、マスクを外す際は人との距離は2メートル以上取った状況でマスクのほうを外したりして対応してくださいというふうに決めております。

以上で説明を終わります。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

目に見えない敵ということで大変難しい対応を図られている中で、しかも市を活性化して

いかなくتهはいけないという思いも当然あると思いますが、難しい中でも一緒に力を合わせて市を盛り上げていければなというふうに思います。

2点目のうつる病気についてですが、御承知のとおり、ハンセン病とかでは大きな過ちをしたという歴史もございます。そういうふうなうつる病気について中傷意識といいますか、そういったことが日本人は何か少し強いというふうな文も見たことがありますけれども、そういったことが鹿島市では起きないように、ぜひ注意をしていきたいというふうに思います。

それでは、学校教育について少し伺いたいと思いますけれども、まず御説明いただいて大変よく分かりました。ありがとうございました。

確認ですけれども、私が気になっていたのは、当然4月からの分は新しい先生とかになられて足りなかった分もきちっと教えていただけるだろう。ところが、前年度末に、多分2月の終わり頃だったですかね、何週間か休みだった分を子供たちがどう捉えているか。特に国語とか、社会とか、そういったものは割と取り戻しやすいかと思いますけど、算数、数学の未習とかがあったらなかなか大変だぞというふうなこともあったので質問したんですけれども、前年度末に習わなかった分というのは、100%ということはないですが、ある程度確実に履修するような方向は各学校行われているのですね。

**○議長（角田一美君）**

中村教育長。

**○教育長（中村和彦君）**

お答えいたします。

3月は3月2日から、そして大体卒業式、修了式が3月24日ということで、先ほど申しましたように3月というのはいろんな行事等もありますので、履修については割と進んでいたというような現状もございますので、先ほど申しましたように、ほぼ補充が10時間から25時間。これは必ず主たる教材である教科書を使ってその学年でやっておくべき内容ということで、これを確実に3月の段階で次に送っていただきまして、次の学年で4月当初に学習したと。卒業生である小学校6年生と中学校3年生についてはその時点で学習ができていたと。あるいは中ででの補充学習で何とか履修をする、勉強することができたということで報告を受けておりますので、前年度分の未習があるというようなことは現在聞いておりません。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

丁寧な調べと、それから実施をしていただきましてありがとうございました。

それでは、教育課程のほうで少し伺いたいと思いますが、やっぱり一般の方も大変気になっている点は、先ほど8月までのイベントは全部中止になっていると言われました。学校

の中で5月にできなかつたので、体育大会等が9月以降に行われるのではないかなとか、小学校では6年生などが、もちろん中学生もですけど、楽しみにしている修学旅行とか、非常に気になるわけですけども、特に体育大会、運動会及び修学旅行についてどのような見解を持っておられるのか、お尋ねいたします。

**○議長（角田一美君）**

中村教育長。

**○教育長（中村和彦君）**

お答えいたします。

学校行事も望ましい人間関係づくりとか、あるいは集団への所属感、連帯感を深めたりとか、公共の精神を養ったりと、非常に大切な学校での学びであります。5月というのは大体小学校は修学旅行、中学校は体育大会を予定しておりました。これは9月以降に延期という形で各学校、計画を立てているところでございます。

まず、小学校も大体9月、10月初めに運動会ですので、中学校は大体、今回延期して10月に実施するような予定を立てております。ですので、運動会、体育大会については実施をするというような方向で今進んでいます。しかし、こういう現状ですので、昨年までどおりの同じような運動会、体育大会はできないだろうと。それぞれ学校で工夫をしながら競技のこと、あるいは時間のこと、いろんなことに配慮しながら子供たちのために実施をしたいという思いで今取り組んでもらっています。

修学旅行については、これも大変難しい内容ですけども、今のところ実施するというようなことで計画を立てているところです。せんだって近隣9市町の教育長会がございましたので、それぞれ情報交換をしましたが、修学旅行についてはどこもまだ答えが出ていないというような状況です。ただ、ぜひ、特に中学3年生は最後ですから、どんな形でできるのかと。そういう感染地域へ行っていったところは場所を変えとか、いろんな方法ができると思いますので、今後さらにいろんな検討をしていきたいと考えております。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

修学旅行や体育大会は本当に子供たちの成長に大きなものだというふうに私も理解しておりますので、実施をする方向で検討していただいているということで大変うれしく思いましたので、よろしくお願ひいたします。

水泳についてもいろんな考慮をされているということでよく分かりましたけれども、1年間泳がないという状況が実際子供たちにどういうふうな影響を与えるかということも非常に気になるころではございます。全体で話し合っていてされているということで、当然その方針に変わりはないのかなと思いますけれども、例えば、七浦でいいますと、B&Gのプールは

開放されているということの中で、学校ではできないのかなというふうな一般的な市民の方の思いということもあるのかなと思いますが、学校の中での取扱いということで、あえてしていただきたいとは申しませんが、そういうふうな意見があるということもぜひ御承知いただいて、今年できなかった分は来年どこかの時点で取り戻すというような水泳の授業。

気になるのは、夏休みとか、泳げない子供のための特別な水泳教室とか、割とそういうこともやっていたんですけども、そういったことも当然中止になると思うので、夏休みは長いけれども、プールには入れないという子供の状態は非常にかわいそうだなと思いつつも、そういうふうに見ているところがございます。いろんな配慮をして、何かの機会に取り戻すようなことを考えていただければと思います。

最後に、先ほど食料自給率といいますか、本当に食べ物がない状態というのが大きな危機のときに訪れるというふうなことがあったら非常に大変だと思ってはいたんですけど、今、初めて市の食料自給率、カロリーベースで96%と試算しましたということをお願いして、何となく感じてはおりましたけれども、かなり高い水準にあるというふうなこともあって、若干安心をしたところでもあります。気になるところは、やっぱり作る人と全然作らない人がいるのかなというふうなことで、そういった意味ではなくて、誰でもやっぱり自分の食べ物は自分で作るんだという方向に持っていけないかなということを思っております。

ロシアという国は、ちょっとすみませんね、食べ物の話です。非常に広大なので、ダーチャという別荘があって、実はそこで、ロシアの国民の7割がダーチャを所有して、ジャガイモの90%、野菜の80%を産出しているそうでございます。それで、御承知かと思いつつも、ソ連が崩壊したときの1年間というのは非常に混乱をしたということなんですけれども、要するに自給農園といいますか、自分が食べ物を作る場所を持っているということで、1991年の大混乱の中でも一人の餓死者も出さなかったというふうなことで、これはダーチャのおかげだというふうに言われているという事実があるそうでございます。いざというときに、やっぱり自分で食べ物を作っているところがあるということは非常に大きなことがあるということと、そして、やはりそういうふうな農業に親しむといいますか、食べ物に親しむといいますか、そういう生き方というものもこれを機会に目覚めていただけると、もちろんやっている人は別として、あるかなというふうに思いました。

数年前、文教の委員会のほうだったと思いますけれども、長野県の松本市に視察に行かせていただきました。クラインガルテンというふうなことで市民農園をやっておられたんですけども、これは長野県ですけど、ほとんど東京の方が来て、別荘のようなところに住んで野菜とかを作って、そこでゆっくりと過ごされるというふうな、週末に来る方、週末農業といいますか、そういうふうなこともやっておられるところがございます。そういうふうにして都会のほうでも食べ物といいますか、自分で野菜を作るということに目覚めた方が多いというふうな情報もありますので、ぜひ鹿島の中でもそういった方向にも目を向けて、特に

農地を借りるとというのは、なかなか正式に借りると難しいんですけど、うちの畑、作っていいよという方は多分幾らでもおられるんじゃないかなと思いますので、そういった方向でも市民の方が自分の食料にも目を向けて、自分を守るというふうな方向も出てくれば非常にうれしいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（角田一美君）**

以上で5番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明18日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時10分 散会